

第3章

公立図書館における協力貸出・相互貸借と 他機関との連携事例

秋田県立図書館の協力貸出と他機関連携事業について

1 はじめに

秋田県立図書館(以下「県立図書館」)では、長年にわたり、県内市町村図書館の活性化のため、研修会の開催や協力貸出、巡回訪問による助言等、様々な支援事業を実施してきた。平成 23 年度には秋田県教育委員会により「秋田県読書活動推進計画」が策定され、現在は同計画に沿って様々な支援や連携事業が行われるようになった。

また、県内の学校図書館・大学図書館・専門図書館等とも会議・研修等を通じて交流を重ねてきた。平成 22 年度からは重点目標として「課題解決支援サービスの実施」を挙げ、対外機関との連携の充実に力を入れている。以下にこれらの内容について紹介する。

2 協力貸出と市町村支援の進展と課題

(1) 県内市町村図書館・公民館図書室への貸出

秋田県内には、平成 23 年度現在で公立図書館 48 館、公民館図書室及び図書館類似施設 25 館がある。県立図書館から市町村図書館等への現行の協力貸出システムは、平成 5 年度にスタートしている。導入前年度の貸出冊数は 28 冊であったが、その後は増加し続け、22 年度には約 2 万 8 千冊となった。(表 1)

資料の配送は、県立図書館が年度ごとに宅配業者と契約し、送料はすべて負担している。回収は県立図書館の搬送車が各館に月 1 回運行している。

協力貸出は、県立図書館による市町村支援の中でも大きなウェイトを占めているが、市町村によって利用度の差が大きい。市町村の職員に図書館勤務経験が無いため協力貸出自体を知らないケースや、多忙で住民サービス

に十分手が回らない等のケースもある。近年は地域の保育園、小中学校、学童施設等への団体貸出を県立図書館から借り受けた資料で行っている図書館があり、貸出冊数が増加しているが、市町村図書館ごとの取り組みの差がさらに開く結果となっている。

こうした状況を解消するため、毎年 4 月に開催する初任者研修会(秋田県図書館協会主催)では県立図書館の職員が講師として相互協力と支援サービスについて説明したり、巡回訪問の際にも活用を呼びかけている。他にも住民への広報や、資料の展示方法やレイアウトの工夫といった実務に即した指導や助言等、市町村それぞれの状況に応じた利用促進の方策も助言している。

また、県立図書館の資料は直接来館する一般利用者と市町村図書館用が共用であるため、夏休み等の特定の時期に貸出が集中して図書が不足する等の問題も出てきた。幸い平成 23 年度に「住民生活に光をそそぐ交付金」により、市町村向けのセット用図書及び貸出用レファレンス資料を購入することができ、資料不足は今後改善するものと思われる。

他の課題として、毎年の業務量増加に伴う県立図書館側の職員体制の整備、搬送車の負担軽減のための効率的運用、物流に関する予算の確保が挙げられる。

(2) 県立図書館から学校図書館への貸出

県立図書館では平成 19 年度から 21 年度まで、県民の読書活動推進と図書館利用の促進を目指し、「元気アップ L340 事業」(以下「L340 事業」)を実施した。休館日を月 1 回とし開館日を年間 340 日に増やすこと、高等学校・特別支援学校への支援、高齢者向け図書セット貸出が主な内容である。

学校図書館支援については、平成17年度から18年度にかけて試行的に県立高校4校に図書を貸出していたが、L340事業により平成19年度から正式に実施することとなった。平成23年度現在、学校向けのセット貸出図書は約5千5百冊所蔵し、高校向けが40テーマ135セット、特別支援学校向けが6テーマ17セット整備されている。

セット以外にも、学校の要望により個別の図書も貸出している。送付は宅配便を利用し、送料は全て県立図書館負担となっている。

貸出開始にあたり、事業の初年度である平成19年度前半に、対象となる高等学校61校、特別支援学校13校の学校図書館すべてを県立図書館の担当者が訪問し、学校長や担当教職員と面談してサービスの周知と必要な資料の聞き取り調査を行った。その結果をもとに図書を選定、購入し、同年9月から貸出を開始した。当初は全校に貸出していたが、平成22年度からは希望制としている。貸出冊数は別表のとおりである。(表2)

小中学校図書館に対しては、県立図書館内に開設されている「秋田県子ども読書支援センター」で、平成23年4月から年代別、テーマ別のセットを準備して貸出を行っている。

他に、図書館担当教職員や図書委員会の生徒向けの研修会や訪問相談も実施し、学校図書館の活性化と若い世代の読書推進を目指している。

今後の課題としては、資料費、役務費の確保の他、図書館活用や読書推進に関する啓発が必要である。多忙のため図書館に人手が割けない学校や学校司書が配置されていない学校での図書館活性化、学校長等の図書館への関心をどう深めるか等、重要な課題はいくつもある。「秋田県読書活動推進基本計画」においても、学校図書館の重要性が上げられ、県立図書館による支援の充実が求められている。

(3) 特別支援、出前研修会

県立図書館では、市町村図書館等振興のための特別支援制度を設けている。各市町村図書館等の要望に応じて、通常の巡回とは別に県立図書館の職員が訪問し、事業への助言や資料提供を行うものである。平成23年度までの5年間で、10市町の延べ16館に対し、閲覧室のレイアウト改善や学校図書館との連携強化、新図書館構想への助言等を実施した。

出前研修会は、旅費の都合等で集合型の研修会に参加が困難な図書館職員のために、県立図書館職員が市町村へ出向いて行っているものである。少人数の施設であっても開催している。内容は、図書館関係法規、レファレンス・サービス、読み聞かせ、クレーム対策等多岐に渡っている。平成23年度は計29回実施した。

3 他機関との連携強化

(1) 県内大学図書館との連携

相互協力に関する協定を平成20年2月に、国際教養大学図書・情報センター(現附属図書館)、次いで、同3月に秋田大学附属図書館、同12月に秋田県立大学図書・情報センターと締結した。協定締結以前は、県内の大学図書館・専門図書館とは秋田県図書館等連絡会を年1回開催して情報交換と交流を行ってきたが、実務での連携は少なかった。協定の内容は次の4項目とし連携を進めている。

- ・資料の相互利用に関すること
- ・協力レファレンスに関すること
- ・資料の収集保存に関すること
- ・職員の相互交流に関すること

協定に沿って、平成20年度から相互利用を開始したが、県立図書館から大学への貸出冊数の方が上回る状況が続いているため(表3)、今後は、資料の相互利用以外の事業も検討していく必要があると考えている。例えば、展示や職員研修の共催や、レファレンス・サービスの協力等、様々な形で連携していくこと

で、所蔵資料や職員の専門的知識といった互いの特性をより生かすことができると考えている。

（２）放送大学秋田学習センターとの連携

平成 21 年度から放送大学秋田学習センターとセミナーを共催している。放送大学では学生数の減少が問題となっており、幅広い利用層を持つ公立図書館と連携することで広報と学生募集をしたいという希望があった。県立図書館でも連携でより充実した内容の企画が実現できるというメリットがあった。

テーマと講師は協議の上決定し、講師謝金や広告費等の経費は放送大学秋田学習センターの負担で、図書館側は申込み受付、会場準備等の実務を担当している。これまでの内容と受講人数は別表のとおりである。（表 4）

セミナーの開催後、放送大学秋田学習センターではカリキュラムに関する問い合わせや入学希望者が増加したと聞いている。

（３）秋田県金融広報委員会との連携

金融広報委員会は、生活に関連した金融経済に関する広報活動を行う組織で、全国の日本銀行の支店や自治体の生活センター等に事務局が置かれている。

平成 22 年に、県立図書館が加わった「図書館海援隊」のことを知った秋田県金融広報委員会（以下「委員会」）から連携の申し出があった。元々、委員会では独自にファイナンシャル・プランナーや消費生活相談員といった専門家によるセミナーを開催しており、より事業効果を上げるため、連携可能な機関を探していた。県立図書館でも、課題解決支援サービスのひとつである生活支援サービスの充実に努めていたところでもあり、セミナー共催の運びとなった。

会場は県立図書館とし、テーマは協議して決定している。講師の手配、謝金等の経費負担は委員会が行い、告知用のポスター・チラシ作成や申込み受付等は図書館で行っている。

初年度は広報と人集めに苦慮したが、2年

目は受講者数が倍増した。（表 5）理由は、対象をある程度年代等で絞り、身近で具体的なテーマを選んだためではないかと考えている。受講者アンケートでは「セミナーが役立つ」との評価が過半数であった他、今後とりあげて欲しいテーマとして高齢者の住宅問題や独身向けの生活設計といった要望が寄せられ、こうしたセミナーへの需要が多いことがわかった。

委員会でも教育機関との連携の実績ができたことから、その後、秋田県総合教育センターで、高校教員を対象に高校生の金融経済教育に関するセミナーを実施している。このように、多様な機関同士が連携するきっかけを図書館が作る事ができれば、それも課題解決支援の一つであると考えている。

（４）秋田県総合教育センターとの連携

県立図書館では以前より、学校及び地区の学校図書館関係者研修会等への講師派遣を行ってきたが、学校への広報や研修会の運営をより円滑に行うために、平成 23 年度からは秋田県総合教育センターの研修講座「学校支援講座」に組み込む形で開催している。平成 23 年度は県内各地の学校を会場として 7 回開催した。

内容は、図書館内のレイアウトや展示の改善である「学校図書館ビフォー&アフター」、レファレンス・サービス、ブックトーク等である。特に「学校図書館ビフォー&アフター」は、ワークショップ形式で研修時間内に大幅な模様替えを行うもので、受講者や開催会場となった学校からも好評を得ている。（写真 1, 2）

（５）県内外の関係機関との連携

他県の図書館との交換展示をこれまでに 3 回実施している。平成 18 年度に宮城県図書館と貴重資料（レプリカ）の交換展示を行った。平成 21 年度は奈良県立図書情報館とポスター等の観光資料、福井県立図書館と植樹祭関係資料の交換展示を行っている。いずれも利

ユーザーに好評で、平成24年度は鳥取県立図書館との実施を計画している。

また県関係機関等との連携事業として、図書館を会場として各機関の所蔵資料による展示を年3～4回開催している。これまで、秋田県立博物館、秋田県立近代美術館、秋田県立農業科学館、秋田県埋蔵文化財センター、秋田県県民文化政策課、にかほ市象潟郷土資料館と実施しており、展示期間に合わせて閲覧室内に関連資料のミニ展示を設けたり、各機関の職員によるセミナーを実施したりと、他の事業とリンクさせる形で行っている。県立図書館は県の機関の中でも来館者が多く、各機関にとって連携による広報効果は大きい。県立図書館としても、よりバラエティに富んだ企画が可能になるため、互いにメリットのある事業となっている。

(6) コーナーへの資料提供

県立図書館では、閲覧室に年代別に様々な課題に対応したコーナーを設けている。これらのコーナー設置にあたって、県をはじめ様々な機関からパンフレットやチラシ等の資料提供を受けている。「生活支援コーナー」では法テラス、「生きる力を与えるコーナー」(自殺予防対策の資料)、「健康情報コーナー」では秋田県健康福祉部健康推進課、「子育て情報コーナー」では秋田県少子化対策局と同健康福祉部子育て支援課、「ビジネス支援コーナー」では中小企業庁等である。

また、毎月実施しているテーマ展示でも他機関からの資料提供を受けており、県民への多様な情報提供につながっている。

4 今後の展望

県内への協力貸出については、現在のところ県立図書館の支援としての貸出が大部分を占めているが、将来的には市町村相互のネットワークを構築し、本来の図書館間相互協力を実現できる体制を整備することが望ましい。そのためには、県内の図書館全体の力の底上

げが必要となる。県立図書館としても、研修事業の充実やより細やかな情報提供等の人的支援が一層求められている。

他機関との連携については、秋田県立図書館の重点事項である課題解決支援、読書推進を進めるために不可欠であり、今後はハローワークや生活センター等、新たな機関との連携も視野に入れていきたいと考えている。

この数年で、秋田県立図書館のサービスや事業には大きな進展が見られた。平成5年の新図書館開館以来、約20年もの間、利用が常に増加し続けてきたのは、県民の支持を受けているからであろう。これからも社会状況をふまえ、より積極的に新しいサービスを開拓し、他機関との連携を深めていく姿勢が求められている。

(秋田県立図書館 企画・広報班 成田亮子)

写真1 ビフォー (研修会実施前)



写真2 アフター (研修会実施後)



別表

表1 協力貸出数の変化（公立図書館・公民館図書室）

（冊）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
県内	4,186	5,303	6,987	8,056	9,228	10,082	12,856	18,881	20,461	25,729	28,065
県外	664	655	845	875	733	737	886	649	909	788	783

表2 学校向けセット貸出冊数

（冊）

	学校数	H19	H20	H21	H22
高等学校	62	6,898	12,036	11,226	7,565
特別支援学校	12	746	866	1,119	742
合計	74	7,644	12,902	12,345	8,307

表3 連携大学図書館との相互貸借冊数

大学名	H20		H21		H22	
	貸出	借受	貸出	借受	貸出	借受
国際教養大学	333	26	234	6	218	1
秋田大学附属図書館	155	4	142	6	124	14
秋田大学附属図書館医学部分館	13	0	47	0	57	0
秋田県立大学 秋田キャンパス			34	159	45	190
秋田県立大学 本荘キャンパス			18	49	25	38
秋田県立大学 大潟キャンパス			14	0	13	2
計	501	30	489	220	482	245

表4 放送大学秋田学習センター・秋田県立図書館連携セミナー実施状況

平成21年度

タイトル	期日	参加者数
「情報技術を使って匠の技をどのようにして伝えるのか」	9/3	20
「石川理紀之助の師・高橋正作」	10/11	27
「秋田の音楽を語る、歌う」	12/6	111

平成22年度

タイトル	期日	参加者数
「しょっつるで地域を元気に」	11/13	30
「詩人と歌の世界ー歌ったり、話したりー」	2/5	67

平成23年度

タイトル	期日	参加者数
「秋田の本のありかを見つけにー秋田 Book Boat2011 を開催してー」	10/9	23
「花を求めてー歌・写真・詩の競演」	12/10	100

表5 秋田県金融広報委員会・秋田県立図書館連携セミナー実施状況

タイトル		期日	参加者数
平成22年度 「お金について考える講座 賢い金銭感覚を持とう！！ー お金のトラブルに陥らないためにー」	第1回	10/3	15
	第2回	10/24	13
平成23年度 「40代・50代のためのマネープランー豊かな老後を過ごす ためにー」	第1回	10/8	30
	第2回	10/22	18

神奈川県立の図書館の協力貸出・相互貸借と他機関との連携について 学校、専門機関等との連携を中心に

1 特徴

神奈川県立の図書館*では、平成2年に神奈川県立図書館(以下県立図書館)、県立川崎図書館の所蔵資料をデータベース化したシステム「神奈川県図書館情報ネットワーク・システム(KL-NET)」の稼働を開始した。平成17年には、県内市町村立図書館ネットワークの中核施設として県内各市町村立図書館等との横断検索による相互貸借管理システムを稼働し、県民が求める資料情報の入手を簡便にするとともに、市町村立図書館等の持つ資料の共有化・共同利用の促進を図った。このシステムでは、横断検索の検索結果から直接所蔵館へ貸出依頼ができ、相互貸借の一連の作業がホームページ上でリスト管理できるようになっている。平成22年度末のKL-NET参加館数は111館、相互貸借管理システム参加機関数は95館である。平成22年度は、県立の2館で21,903冊を協力貸出で提供した。平成17年度の協力貸出が16,472冊であ

ったので、133%の伸びとなっている。

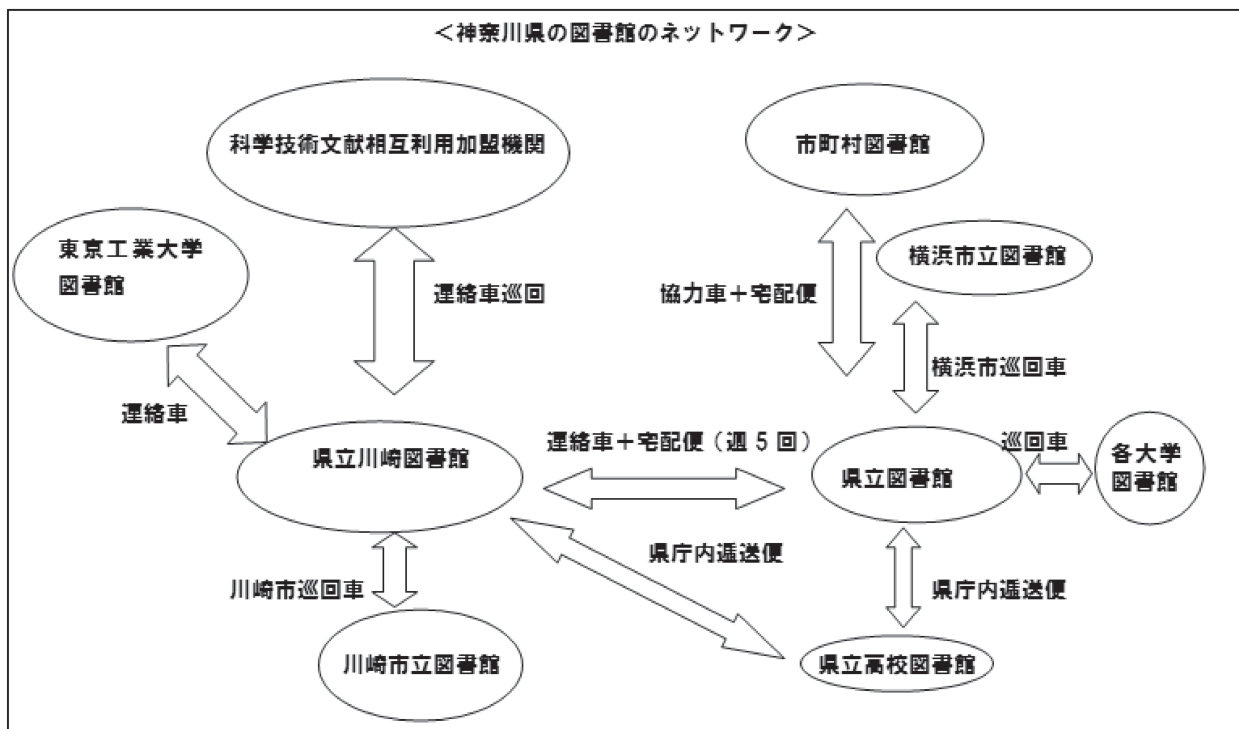
図書館資料搬送システムは、昭和52年10月より県立図書館の協力車による資料搬送の試行を開始し、昭和55年4月より本格運行実施、平成4年5月より協力車と宅配便の併用により県内31市町村との最低週1便の物流を確保している。平成22年度は、121,142冊の搬送を行った。平成17年度の搬送は93,583冊であったので、129%の伸びとなっている。

県立図書館と県立川崎図書館との間には連絡車と宅配便の併用により週5便の物流がある。

また、他機関との連携に関して、県立の2館で「県立の図書館と県立高等学校による連携・協力事業」を行っている。

神奈川県立の図書館のネットワークについて、下図に示す。

県立図書館の他機関との連携の特徴としては、大学図書館との相互利用の促進が挙げられる。



県立川崎図書館の他機関との連携の特徴としては、「科学技術文献相互利用」制度が挙げられる。

* 県立図書館と県立川崎図書館を総称して「県立の図書館」という。

2 県立の図書館と県立高等学校による連携・協力事業

(1) 事業の趣旨

県立の図書館と県立高等学校による連携・協力事業は、平成15年度から3年間のモデル事業を経て、平成18年度より本格実施した。県立の図書館が所蔵する資料や情報、レファレンス、研修等のサービスの提供のほか、県立図書館が購入しているMARCの提供、「神奈川県内高等学校図書館相互貸借管理システム」の運用により、学校図書館の整備・充実に支援し、「自ら学び自ら考える」力を育む県立高等学校生徒の学習活動や、教員の教育・研究活動に寄与することを目的としている。

(2) これまでの経緯

平成18年度から、県立の図書館が持つ対市町村図書館のネットワーク構築のノウハウを学校図書館と県立の図書館のネットワーク構築に活かそうとプロジェクトチームによる研究を開始し、平成19年度に、県立図書館に専用のホームページを設けて、総合目録試行版による相互貸借の実証実験を開始した。平成20年度に事業参加校が県立高校全校となり、相互貸借実証実験も参加校を拡大しながら3年間検証を続け、平成22年度のKLENETシステム更新に合わせて、本格的なシステムの構築に取り組んだ。平成22年12月に「神奈川県内高等学校図書館相互貸借管理システム」が完成し、平成23年1月に稼働を開始した。

このシステムでは、県内各市町村立図書館等との横断検索による相互貸借管理システムを準用し、県立の図書館と県立高校図書館の総合目録検索結果から直接所蔵館へ貸出依頼ができ、相互貸借の一連の作業がホームペー

ジ上でリスト管理できるようになっている。資料の貸出・返却時には、県の文書配送システムである通送便を利用している。

(3) 事業実績

現在、県立高校全校(144校)が事業に参加している。事業の円滑な推進を図るため、高校教育企画課、高校教育指導課、生涯学習課、県立の図書館、事業実施校の担当職員が構成員となる担当者会議を年1回程度開催している。

平成23年12月末現在、総合目録にデータ提供していただいている高校は33校、データ登録件数は457,069件となっている。

平成22年度からは、県立図書館が購入しているNS-MARCも、2005年4月分以降をホームページ上で提供を開始、高校図書館で無料でダウンロード出来るようになっている。

平成22年度の県立図書館の実績は、貸出が922冊、レファレンスが118件、文献複写は13件であった。県立川崎図書館は、貸出が157冊、レファレンスが12件、文献複写は3件であった。

(4) 成果と今後の課題

「神奈川県内高等学校図書館相互貸借管理システム」により、県立の図書館と、データを提供していただいている高校図書館の蔵書が横断的に検索できるようになり、利用者が求める資料情報の入手が簡便になった。高校図書館からは、「総合学習や教員の研究時に提供できる資料の幅が広がった」など、好評をいただいている。

MARCの提供についても、学校図書館側でMARCを購入する必要がなくなった。

今後は、総合目録へのデータ提供校のさらなる増加を目指し、より活発な相互貸借が行われるように連携・協力を行いたい。

3 大学図書館との相互利用の促進

(1) 事業の趣旨

県民の多様なニーズに応え、生涯学習、教

育、研究等に資するため、大学図書館が所蔵する専門図書を県民の利用に供するとともに、大学図書館の利用者である学生、院生、教職員が県立図書館蔵書を含む県内公共図書館蔵書を学内から利用できるようにすることにより、県内図書館資料資源の共有化を促進し、有効活用を図ることを目的としている。

（２）これまでの経緯

県立図書館では県内外の公共図書館との相互貸借を行ってきたが、公共図書館では所蔵していない専門図書等に対するリクエストにより広く応えるために、相互貸借の対象を大学図書館に広げようとして取り組んできた。

平成 15 年度から県立保健福祉大学（横須賀市）が K L - N E T に参加した。資料の搬送は県立川崎図書館の連絡車で行っている。

平成 18 年度に神奈川大学（横浜市）、鶴見大学（横浜市）とは単館レベルで相互貸借協定を締結し、県立図書館と 2 大学の間で、それぞれが所蔵する図書等の相互貸借を始めた。県立図書館と 2 大学図書館間に週 1 便の連絡車を運行開始した。

平成 19 年度から横浜国立大学（横浜市）、東京工業大学（横浜市のすずかけ台分館）が K L - N E T に参加し、県内公共図書館も含めた相互貸借が実現した。県立図書館と大学図書館間の連絡車の巡回先に横浜国立大学を加え、週 2 便に増便した。東京工業大学へは県立川崎図書館の連絡車が巡回を行うことにした。

また、平成 21 年度からは、専修大学が県立の図書館の図書館カード携帯者に対して、生田キャンパス（川崎市）図書館の来館利用サービスを行っている。

（３）事業実績

事業は県立図書館の企画サービス部企画協力課で行っている。平成 22 年度の実績は、単館レベルでの相互貸借の神奈川大学、鶴見大学への相互貸借は、合わせて貸出 85 冊、借受 13 冊であった。K L - N E T に参加している

県立保健福祉大学、横浜国立大学、東京工業大学への相互貸借は、合わせて貸出 713 冊、借受 612 冊であった。

（４）成果と今後の課題

公共図書館では所蔵していない専門図書等を大学図書館からの相互貸借で利用できることで、リクエストにより広く応えられるようになった。大学図書館からは、「公共図書館の本を気軽に利用できる」「費用負担を気にすることなく相互貸借ができる」と好評をいただいている。

相互利用に関しては運用、利用数ともに安定しており、引き続き安定した運用のため、連絡調整を行っていききたい。

４ 科学技術文献相互利用制度

（１）事業の趣旨

県立川崎図書館では、「神奈川県科学技術文献相互利用」を行っている。県内における科学技術の振興に資することを目的として、神奈川県内の試験研究機関、教育機関の資料室と大学図書館等が利用者の便宜を図るため、県立の図書館所蔵資料、加盟機関所蔵資料の相互利用を行うしくみで、加盟機関のうち K L - N E T に参加している機関は、県立図書館を経由することで県内公共図書館との相互利用も可能である。

（２）これまでの経緯

県立川崎図書館が行う図書館協力の一環として昭和 58 年 4 月に創設された。

県内の大学、試験研究機関（科学技術文献を収集している機関）に対して、資料の相互貸借、文献複写物などの提供、レファレンスの協力、刊行物・配布物の配送などを行っている。参加機関を巡回する連絡車を 6 コースに分けて隔週で運行している。

（３）事業実績

平成 23 年度現在、24 機関に対し、連絡車を巡回させ、図書及び文献の相互利用を推進するとともに、各機関への運営上の情報提供

にも努めている。県立川崎図書館所蔵の逐次刊行物の中から加盟機関にとって関連の深いタイトルを選択してもらい、目次情報を提供するコンテンツシートサービスも行っている。平成22年度は、加盟機関に計1300冊の貸出を行った。

(4) 成果と今後の課題

コンテンツシートサービスは、加盟機関の事業内容に関連のある特集や論文についての情報が分かるので、好評を得ている。

5 参考資料（規程等）

「県立の図書館と県立高等学校による連携・協力事業実施要綱」

「神奈川県科学技術文献相互利用実施要領」

(神奈川県立図書館企画サービス部

企画協力課 菅井紀子)

県立の図書館と県立高等学校による 連携・協力事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、県立の図書館と県立高等学校が連携・協力して行う事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、県立の図書館が所蔵する資料や情報の提供を通じて、県立高等学校の教育活動を支援できるよう実施するものとする。

(内 容)

第3条 この事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 「神奈川県内高等学校図書館相互貸借システム」の運用

ア 「神奈川県内高等学校図書館相互貸借システム」上の総合目録を作成し、システムの運用・管理を行う。

イ 上記システムを利用した県立高等学校図書館相互貸借の調整を行う。

(2) 県立の図書館の図書資料等の予約、貸出

ア 予約・貸出

「神奈川県内高等学校図書館相互貸借システム」を利用して行う。

イ 図書資料の搬送

通送便を中心に、郵送、県立図書館の乗用車あるいは協力車、県立川崎図書館の連絡車の活用、実施校最寄りの関係機関との連携など、最適と思われる手段によって行う。

(3) レファレンス・サービスの実施

所蔵資料、外部データベース、館所有CD-ROM等を活用した図書館司書職員による専門的な調査と情報の提供を行う。

(4) 文献の複写

ア 複写の範囲

県立の図書館の所蔵資料のうち、県立高等学校の教育活動に必要な資料の複写について、著作権の範囲内で行う。

イ 複写物の搬送

遞送便を中心に、郵送、県立図書館の乗用車あるいは協力車、県立川崎図書館の連絡車の活用、実施校最寄りの関係機関との連携など、最適と思われる手段によって行う。

(5) 研修の実施

事業実施校担当職員を対象とする図書館の利用に関する研修、及び生徒のインターンシップへの協力を行う。

(6) 図書館利用案内資料の提供

ア 利用案内パンフレット等の提供

イ 各種目録類等刊行物の提供

(7) 研究活動

県立の図書館と県立高等学校の連携・協力の拡充強化に向けた調査研究を行う。

(担当者会議)

第4条 この事業の円滑な推進を図るため、担当者会議を置くものとする。

2 担当者会議の構成員は、次のとおりとする。

(1) 高校教育企画課及び高校教育指導課担当職員

(2) 生涯学習課担当職員

(3) 県立の図書館担当職員

(4) 事業実施校の担当職員

(5) その他県立図書館長が必要と認めた者

3 県立図書館長は、必要に応じ、会議を招集する。

(調査研究プロジェクトチーム)

第5条 第3条第6号に掲げる調査研究を行うため、県立図書館長は、調査研究プロジェクトチームを設置することができる。

2 調査研究プロジェクトチームの設置に関する詳細は、別に定める。

(事務局)

第6条 この事業の事務局は、県立図書館企画サービス部企画協力課に置くものとする。

附 則

この要綱は、平成18年2月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

神奈川県科学技術文献相互利用 実施要領

(趣旨)

1. この要領は、県内における科学技術の振興に資することを目的として神奈川県内の図書館、大学、研究機関（科学技術文献を収集している機関）が、利用者の便宜を図るため、図書、記録その他の資料（以下「資料」という）の相互利用を行うのに必要な事項を定める。

(参加機関)

2. この事業は、この要領に賛同する機関で構成する。

(幹事会)

3. この事業の円滑な運営を図るため、幹事会を置くことができる。

(事業の内容)

4. 第1項の目的を達成するために、次の事業を実施する。

(1) 資料の相互貸借

(2) 資料の複製による提供

(3) 連絡車の運行

(4) レファレンス・ワークの協力

(5) その他必要な事業

(貸出資料)

5. 第4項第1号の規定に基づいて貸出しをする資料（以下「貸出資料」という）は、参加機関が所蔵する資料とする。ただし、貸出資料は、原則として参加各機関の資料

貸出に関する規則等（以下「貸出規則等」という）の定めるところによる。

（貸出冊数）

6. 同時に貸出しする資料の冊（点）数は、貸出しする機関が規則等で定める範囲内に限るものとする。

（貸出期間）

7. 資料貸出しの期間は、原則として4週間以内とする。

（貸出手続）

8. 資料の貸出しを受けようとする機関は、貸出しをする機関にリクエスト予約カード（第1号様式）を提出するものとする。

（貸出の方法）

9. 貸出しを受けた資料を利用者に貸出しするときは、貸出しを受けた機関の定める規則等により行うものとする。

（複写の手続）

10. 第4項第2号の規定に基づき資料の複写を受けようとする機関は、その資料を所蔵する機関にその定める資料複写申込書を提出するものとする。

（複写の料金）

11. 複写の料金は、複写する機関の定めるところにより、複写した資料と引きかえに支払うものとする。

（連絡車の運行）

12. 第4項第3号に規定する連絡車の運行は、川崎図書館があたる。

（2）巡回のコース及び日程は別に定める。

（庶務）

13. この事業の庶務は、川崎図書館において処理する。

附則

この要領は、昭和58年4月1日から実施する。

附則

この要領は改正し、昭和59年4月1日から実施する。

東海北陸地区の公立図書館相互貸借と県立図書館定期宅配便について

1 はじめに

価値観が多様化する現代社会は、様々な資料要求に見合った大量の出版物が発行されている。また、近年、インターネットが広く普及し、県内外の図書館資料の検索は自宅からでも容易となっている。

利用者の資料要求がますます多様化するなか、富山県では、県域を超えての相互貸借、特に東海北陸地区の図書館との相互貸借が急増して、図書館サービスに欠かせないものとなっている。これには、東海北陸地区県立図書館間の定期宅配便事業の貢献が大きい。以下、当県を中心にこの事業の経過と現状、課題について報告する。

2 東海北陸地区の相互貸借

東海北陸地区では「東海北陸地区県立・指定都市立図書館資料相互貸借協定」を6県1市の図書館で1995年に締結した。その第8条で「経費は貸出については貸出館が、返却については借受館がそれぞれ負担するものとする。」と定めている。

富山県立図書館は東海北陸地区内図書館との相互貸借業務の円滑な運行、並びに貸借資料の効率的安定的な搬送を目的として、愛知、石川、福井、三重、岐阜の各県立図書館との間で宅配便の定期運行を実施している。東海北陸6県はそれぞれ4県または5県と定期宅配便を運行している。

当初は搭載資料の範囲も実施館も限定されていたが、現在は市町村立図書館間の相互貸借にも対応するようになった。市町村立図書館間の貸借図書は「県内の連絡車（宅配便）⇒県立間の宅配便⇒県内の連絡車（宅配便）」というルートでやり取りされる。

(1) 背景

当館では県外との相互貸借は従来、個別配送が基本で、梱包、送料計算等の事務を1件毎に行っていた。県外図書館との相互貸借冊数は、国立国会図書館の総合目録ネットワークシステムの整備に伴い1998年頃から急増し、事務量の負担が大きかった。

富山県立図書館の県外との相互貸借冊数

	1995	2000	2005	2010
貸出	150	604	688	860
借受	46	185	322	491

(『富山県立図書館年報』より)

(2) 経過

最初に定期便を運行したのは愛知県図書館とであった。愛知県図書館が2001年度から、岐阜及び三重の県立図書館と定期宅配便を実施しているとの情報を得、当館から依頼し愛知県図書館の快諾を得て、2004年1月より試行を開始した。以後他の図書館にも働きかけ、現在までの経緯は以下のとおりである。

2004年1月 愛知県図書館と定期便運行の試行を開始(週1回運行)

2004年5月 愛知県図書館と定期便運行協定を締結(週1回、県内市町村図書館借用資料の相手県立館への返却分も搭載可)

2005年4月 北陸3県の県立図書館間で定期便運行協定を締結(週2回、県内市町村図書館借用資料の相手県立館への返却分も搭載可)

2005年5月 愛知県図書館との定期便運行協定を改訂(週2回、両県市町村図書館間の貸借資料も搭載可)

2006年4月 三重県立図書館と定期便運行協定を締結(週2回、両県市町村図書館間の貸

借資料も搭載可)

2007年1月 石川県立図書館との定期便に両
 縣市町村図書館間の貸借資料搭載の試行を
 開始

2008年4月 北陸3県の定期便運行協定・実施
 要領を改訂(週2回、両縣市町村図書館間の
 貸借資料も搭載可)

2010年4月 岐阜県図書館と定期便運行開始
 (週1回、両縣市町村図書館間の貸借資料も
 搭載可)

配送のコンテナボックスは県立図書館間の
 相互貸借図書だけであれば十分余裕があった。
 市町村立図書館の貸借図書は当初、他県の県立
 からの借用図書を返却時にのみ搭載するもの
 であったが、現在では市町村立図書館間の貸借
 図書も搭載している。

(3) 利用実績

2010年度の富山県内と東海北陸地区内図書
 館の相互貸借実績は以下のとおりである。

定期宅配便利用実績(冊数) (発送時の集計)	貸 出	返 却
富山県立 ⇒ 愛知県立	22	70
富山県立 ⇒ 愛知市町村立	60	27
富山市町村立 ⇒ 愛知県立	2	88
富山市町村立 ⇒ 愛知市町村立	55	360
富山県立 ⇒ 石川県立	48	75
富山県立 ⇒ 石川市町村立	94	19
富山市町村立 ⇒ 石川県立	25	195
富山市町村立 ⇒ 石川市町村立	134	394
富山県立 ⇒ 福井県立	28	96
富山県立 ⇒ 福井市町村立	48	14
富山市町村立 ⇒ 福井県立	13	213
富山市町村立 ⇒ 福井市町村立	142	144
富山県立 ⇒ 三重県立	35	28
富山県立 ⇒ 三重市町村立	40	3
富山市町村立 ⇒ 三重県立	12	64
富山市町村立 ⇒ 三重市町村立	58	138
富山県立 ⇒ 岐阜県立	33	29

富山県立 ⇒ 岐阜市町村立	31	4
富山市町村立 ⇒ 岐阜県立	12	51
富山市町村立 ⇒ 岐阜市町村立	16	42

(『富山県立図書館年報 H22 年度』より
 県立は各県の県立図書館、市町村立は
 各県内の市町村立図書館を表す。村立
 図書館は全ての県にあるわけではない。)

この表は定期便発送時の統計なので、「返却」
 の数値は県外からの借用数値にほぼ等しい。県
 立図書館との貸借以上に、市町村立図書館間の
 相互貸借が多い傾向がある。ルールとしてまず
 北陸地区の図書館から先に依頼をかけるので、
 石川県との貸借が最も多いが、次は大規模な図
 書館が多く、蔵書の豊富な愛知県との貸借が多
 い。どの県に対しても、貸出より借受が多い傾
 向があるので、東海北陸地区の各図書館のご協
 力には心より感謝している。

冊数による統計を開始した 2007 年度の実績
 は以下のとおりである。

定期宅配便利用実績(冊数) (発送時の集計)	貸 出	返 却
富山県立 ⇒ 愛知県立	15	64
富山県立 ⇒ 愛知市町村立	48	63
富山市町村立 ⇒ 愛知県立	5	147
富山市町村立 ⇒ 愛知市町村立	52	461
富山県立 ⇒ 石川県立	75	63
富山市町村立 ⇒ 石川県立	—	39
富山県立 ⇒ 福井県立	27	67
富山市町村立 ⇒ 福井県立	—	13
富山県立 ⇒ 三重県立	21	63
富山県立 ⇒ 三重市町村立	37	6
富山市町村立 ⇒ 三重県立	13	41
富山市町村立 ⇒ 三重市町村立	67	54

(『富山県立図書館年報 H19 年度』より
 表記等は前表と同様である。)

2010 年度の実績と比較すると、愛知県より
 の借受が大きく減っている。参加館を拡大する
 ことで、特定の館への依頼集中をある程度避け

ることができた。

『富山県の公共図書館』には、2009 年度から県内各館の県外図書館との相互貸借実績が掲載されている。

富山県内公立図書館相互貸借冊数 (年度)		総数	内、対東 海北陸 地区	比率 (%)
貸出	2010	26,425	917	3.5%
	2009	25,282	927	3.7%
	2008	25,970	(768)	3.0%
借受	2010	26,937	1,982	7.4%
	2009	24,831	1,602	6.5%
	2008	24,496	(1,220)	5.0%

(2008 年度の貸借冊数は『富山県立図書館年報 H20』より)

県内全自治体の図書館が東海北陸地区との相互貸借を実施しており、実績は年々増加している。この事業が富山県内の公共図書館サービスには欠かせないものとなっていることが読み取れる。同書によれば、富山県内市町村立図書館における県外図書館との相互貸借は、ほとんどが東海北陸地区との貸借である。

「東海北陸地区県立・指定都市立図書館資料相互貸借協定」により経費は各県立図書館が負担し県内市町村立図書館に経費負担は無い。簡便で経費負担も不要な図書流通手段が整備されたことで、相互貸借実績が増加していると考えられる。

3 課題と展望

(1) 参加館の拡大

大学・専門図書館の参加については、東海地区図書館協議会の報告に委ねるが、東海北陸地区の枠組みの中でも、2010 年度の「東海北陸地区県立・指定都市立館長会」で当館より参加館拡大を提案した。富山県では全公立図書館と 1 大学、1 専門図書館について参加の意向を確認済みである。今後徐々に利用が増えていくこと

が期待される。

(2) 相互貸借のルール

相互貸借のスムーズで継続的な運営のためには、ルールの明確化が必要である。各県では、貸借手続き、貸出可能資料の範囲等のルールを定めて、お互いに共有している。当館ではこれを県内図書館にも配布している。

また、借用依頼が大規模図書館に集中することは、継続的な制度維持には大きな問題となっている。2010 年度の「東海北陸地区県立・指定都市立館長会」では、愛知県内の一部の市立図書館に依頼が集中する実態が愛知県図書館より報告され、貸借の偏りを縮小するよう要請があった。当県でも北陸優先、県立優先などをお願いし、愛知県内特定館の名を挙げて、一部の館に負担が集中しないように協力要請している。各県でも様々な努力が続けられている。

4 おわりに

この事業は、富山県内図書館にとって多様な資料要求に応えるために不可欠なものとなっている。東海地区 3 県の実践が先行し、当館を含めた北陸地区はその仕組みを継承拡大してきたものだが、愛知県内図書館全体の他県への貸出は非常に多い。

	岐阜	三重	富山	石川
愛知からの借受	1,821	3,039	553	757
愛知への貸出	441	582	122	208

(『愛知県図書館事業年報 H23』より、福井県と愛知県間は不定期便のみ)

愛知県図書館のリーダーシップと愛知県内図書館の協力を改めて敬意を表したい。今後も各図書館の協力のもと、この事業が継続発展していくことを願っている。

《参考文献》

林俊一「富山県立図書館における県外図書館との相互貸借資料搬送方法制度化の試み」『みんなの図書館』362号 2007年

『富山県立図書館年報』富山県立図書館編刊

『富山県の公共図書館』 富山県立図書館編刊
『愛知県図書館事業年報』 愛知県図書館編刊
(富山県立図書館 普及課 田中史子)

東海地区における公立図書館と大学図書館の連携について

1 東海地区図書館協議会の連携・協力事業について

(1) 東海地区図書館協議会設立の目的

東海地区図書館協議会（以下「協議会」という）は、平成16年11月1日、東海4県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県）の公立図書館と大学図書館の間で、利用者サービスの向上を目指す連携・協力を推進することを目的として設立された。

加盟館は平成23年12月末現在で公立図書館66館（愛知県57館、岐阜県3館、三重県5館、静岡県1館）、大学図書館及び大学共同利用機関図書館24館（愛知県19館、岐阜県1館、三重県2館、静岡県2館）の計90館である。

(2) 連携・協力事業

現在協議会で検討されている連携・協力事業は以下の5つの事業である。

ア 会員相互間の資料の相互利用、分担収集・保存及びサービス連携・協力のための事業

本事業は協議会設立当初から最も積極的に進めている事業である。

資料の相互利用については、平成17年5月に「資料相互利用に関する協定」を定め、協議会加盟館間の相互利用に関する手続きの円滑化と簡便化を図っている。具体的には、各加盟館から資料相互利用受付便覧に図書貸借受付と文献複写受付に関する条件等の提供を受け、協議会のホームページ（<http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/tokai/renkei/>）で公開している。現在協議会への新規加盟館は、加盟申請書にこの協定に参加するかどうか記入し、参加する場合は資料相互利用受付便覧に情報を掲載している。平成18年5月には現在この事業の柱のひとつとなっている、公立図書館・大学図書館間に相互貸借（ILL）資料を搬送する定期便の実

証実験を開始した。これを期に、毎年各加盟館のILLの実態調査を実施し、協議会のホームページで公開している。この事業については2で取り上げる。

イ レファレンス・サービスに関わる協同事業

レファレンス・サービスに関わる共同事業では、レファレンス便覧及びレファレンス事例集を作成し、加盟館相互のサービスの向上につながるよう取り組んでいる。レファレンス便覧では各加盟館のコレクションの特徴や、対応できるレファレンスの範囲などの情報を提供している。レファレンス事例集については、国立国会図書館が行っているレファレンス共同データベース事業に参加し、事例を登録する加盟館も多くなっているため、事例を提供する側の負担や地区で事例を持ち寄って作成する方式の有効性について、再検討が必要な時期にきていると思われる。

ウ 電子的資料コレクションの協同構築と公開事業

この事業では手始めとして、名古屋大学附属図書館が契約している電子書籍サービスNetLibraryについて、協議会加盟館も利用できるようベンダーと交渉し、利用希望館（26館）と覚書を交わした上で試験サービスとして提供していた。しかし、ベンダー側の提供条件が変更となったため、平成22年9月末で試験サービスを終了した。今後の連携・協力内容について検討する必要がある。

エ 図書館サービスに関わる情報交換と、職員の育成事業

図書館サービスに関わる情報交換は、業務の中で日々行われている。また、利用者が必要とする情報を得るための図書館間の協力は必須

であるが、協議会加盟館同士であるということで、館種の垣根が低くなり、協力しやすい雰囲気が生まれている。職員の育成に関しては、協議会としての予算を持たないため、独自の研修等を行っていないが、他館の職員でも参加可能な、加盟館が実施する講習会や研修会等についての情報を共有している。

オ 社会貢献事業

協議会の連携・協力事業の検討項目として挙げられているが、現在のところ特に実績がない状況である。

2 公立・大学図書館間定期便実証実験

(1) 目的及び開始の経緯について

平成 16 年度の協議会設立当初より、加盟する公立図書館からは、大学図書館が所蔵する専門書の借受について大きな期待が寄せられていた。それを受ける形で公立・大学図書館間定期便実証実験（以下「実験」という）が始まることとなった。

実験の主な目的は、今後の公立・大学図書館間の相互協力体制の構築に向けた基礎データの収集と、定期便の運用によるコストパフォーマンスの検証であった。

対象館は、公立図書館は愛知県図書館（愛知県図書館を中継点とする搬送システム対象館である愛知県、三重県、岐阜県の公立図書館を含む）、大学図書館は参加を表明した名古屋大学附属図書館、名古屋市立大学総合情報センター、南山大学図書館の 3 館である。

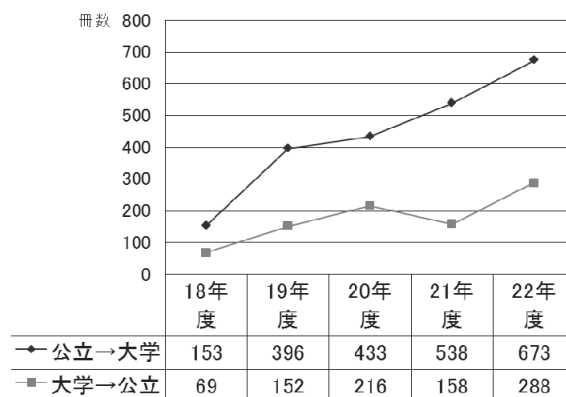
愛知県図書館と大学図書館との搬送は、名古屋大学と南山大学には宅配便による配送を片道ずつの負担で、名古屋市立大学には名古屋市図書館が配送するメールカーを利用して行っている。

(2) 現状と効果

図 1 は実験開始から 5 年間の資料貸出数の推移を示す。

公立図書館から大学図書館への貸出は順調に増加しており、平成 22 年度は前年度比 125%

図1 公立・大学図書館間貸出資料数推移



である。制度への認識が高まったことが伺える。入門書や一般書へのニーズの充足、また通常依頼者に求める費用負担がないことも大きな理由であろう。

大学図書館から公立図書館への貸出は平成 21 年度に若干減少したが、平成 22 年度は急増しており、こちらも利用が定着してきたことが伺える。

公立図書館の参加館からは、配送便の利用による費用面のメリットが主に評価されている。大学にとっては、地域貢献の一環として、また教職員・学生へのサービス向上にもなっている。

一方、現状では、大学と県の連絡は 1 週間に 1 回のため、経路のタイミングでは相手館に到着した時点では利用者に貸し出せる期間が非常に短くなることもある。参加館からは搬送回数の増加、貸出期間の延長を望む声が寄せられている。

(3) 実験の今後

5 年間の実験により、定期便の使用によるコストパフォーマンスは高く、利用の増加に伴いより効果が高まることが実証された。また、年々貸借冊数は増加しており、一定の効果があることが裏付けられた。公立図書館では大学図書館を始めとする他機関との連携、大学図書館では地域貢献が重視される現在、本実験の意義は極めて大きいと言える。

市町村図書館と大学図書館との個別協定の先行事例から推測されていたように、現状でも公立図書館から大学図書館への貸出が、大学図

書館から公立図書館への貸出に比べて多い。概ね2倍から3倍の差が生じている。事業化となれば、大学図書館側の参加館が増加することとなり、この傾向がより顕著となることが予測される。

また、公立・大学図書館の搬送拠点となっている愛知県図書館の定期便の単価は年々値上がりしており、平成23年度は県域全体の定期便の総枠を縮小せざるを得ない状況である。資料の各館への仕分け業務も貸出冊数の増加に伴い増大している。現状の枠組みでは事業化は困難と言わざるを得ない。

現在、協議会では大学図書館側の物流を集約するシステムの運用可能性について調査を行っている。その結果を踏まえて今後の方向性について協議していく予定である。

(東海地区図書館協議会)

小矢部市民図書館と他機関との連携

1 小矢部市民図書館の概要

小矢部市は富山県西部にあり、石川県と県境を接している。人口 32,049 人。(平成 23 年 11 月 30 日現在)

小矢部市民図書館は、昭和 4 年に青年団の発議により小学校の 1 室で始められた。昭和 48 年に、現在の小矢部市総合会館 3 階に移転した。

小矢部市民図書館は、小矢部市教育委員会生涯学習文化課に属する小矢部市立図書館の中央館であり、分館として小矢部市民図書館おとぎの館図書室、サービスポイントとして津沢コミュニティプラザ図書コーナーがある。また、平成 20 年に小矢部市石動駅観光案内所を予約本受取場所に加えた。

2 他機関とのさまざまな連携

(1) 公共図書館との連携

当館は、砺波図書館協会および富山県図書館協会に所属し、県内公共図書館や東海北陸地区公共図書館と連携し、相互貸借等を行っている。

また、平成 22 年には県境を接する津幡町立図書館と相互協定を締結した。これについては 3 で詳しく述べる。

(2) 市内の他機関との連携

昭和 59 年度に市内公民館を巡回する「まちづくり文庫」、平成元年度に市内保育所(園)を巡回する「メルヘン文庫」(保育所親子文庫)を開始し、現在も継続して行っている。

昭和 63 年度より市内小中学校との連携事業を開始するが、平成 14 年度の学校図書館司書の配置と翌年度の図書連絡便の整備により、連携は確実に強まった。これについては、4 で詳しく述べる。

平成 20 年度、小矢部市ブックスタートを開始した。図書館が事務局となり、健康福祉課ブッ

クスタートボランティアなどとの連携により事業を展開している。

3 県境を越えた津幡町立図書館との連携

(1) 津幡町と小矢部市の交流

津幡町(石川県河北郡)は県境をはさんで小矢部市に隣接している。人口 37,595 人。(平成 23 年 11 月 30 日現在)

津幡町と小矢部市の間には、北陸道倶利伽羅峠があり、古くから交流がさかんであった。昭和 47 年には小矢部市・津幡町行政問題連絡協議会が発足し、道路・行政・森林・観光の 4 専門委員会が設置された。平成 15 年には小矢部市津幡町交流協議会が発足し、倶利伽羅峠でのイベントの共催など様々な交流を図っている。

(2) 小矢部市民図書館の利用者登録

小矢部市民図書館の利用登録ができるのは、富山県内在住者および市内在学・在職者等。

なお、富山県内公共図書館はすべて県内在住者が利用登録できる。

(3) 津幡町立図書館の利用者登録

津幡町立図書館は、平成 8 年創立。現在は、平成 17 年に新築された文化会館シグナス 1 階にある。

津幡町立図書館の利用登録ができるのは、津幡町民・町内在学・在職者および、津幡町立図書館と協定を結んでいる地方公共団体の住民。

津幡町立図書館が石川県内で協定を結んでいるのは、金沢市とかほく市の 2 市。

(4) 両市町立図書館の相互利用協定

平成 22 年 9 月 28 日小矢部市役所において、「小矢部市・津幡町図書資料の貸出しに関する協定」が小矢部市長・津幡町長により締結された。(本文は末尾<参考資料>参照のこと。)

これにより、平成 22 年 10 月 1 日より両市町

の住民は両市町の図書館で図書館資料の貸出しを受けることができるようになった。

具体的に説明すると、小矢部市民が津幡町立図書館資料の貸出しを希望する場合は、津幡町立図書館で免許証等を提示して利用者登録を行い、図書館利用カードを取得。津幡町立図書館の規則に従って利用し、津幡町立図書館で借りた資料は津幡町立図書館に返却する。津幡町民が小矢部市民図書館を利用する場合も同様に行う。

この協定は、県境を越えた相互利用協定では、平成 19 年の豊岡市（兵庫県）京丹後市（京都府）2 市の協定、平成 21 年の久留米市（福岡県）小郡市（福岡県）鳥栖市（佐賀県）基山町（佐賀県）の 4 市町の協定に次ぐ、全国 3 例目。

（５）津幡町立図書館との連携

平成 22 年、津幡町立図書館職員が小矢部市民図書館を視察した。平成 23 年には小矢部市民図書館職員が津幡町立図書館を視察した。互いに情報交換を行った。

今後も情報交換を行い、連携を強めていきたいと考えている。

4 物流が支える市内小中学校との連携

（１）市内の小・中学校

現在、市内には市立小学校 5 校・中学校 4 校があり、それぞれが図書室を備えている。

（２）学校図書館・公共図書館連携会議

昭和 63 年、第 1 回学校図書館・公共図書館連絡会議を開催した。以後、平成 15 年度まで年 1～2 回継続して開催した。図書担当教諭と公共図書館職員によって、子どもの読書普及や連携事業について協議を行った。平成 14・15 年度は図書担当教諭・学校図書館司書と公共図書館職員によって協議を行い、平成 16 年度以降は、学校図書館司書研修会に協議の場を移した。

（３）学校と連携した事業

ア 子ども図書館員

学校を通して小学 5・6 年生から希望者を募り、夏休みに図書館の仕事を体験させる。昭和

63 年から継続実施。

イ 子ども図書新聞

図書館が毎月発行する子ども図書新聞を、学校が各学級に掲示する。昭和 63 年から継続実施。

ウ ほか

学校図書館との連携を始めた昭和 63 年頃は、上記以外に図書選定会、学級訪問、学級巡回文庫などが試行的に行われた。

（４）学校図書館司書の配置

平成 14 年、小中学校 10 校に学校図書館司書 5 名が配置された。1 人 2 校兼務 1 日 4 時間週 20 時間。

その後、人数は徐々に増え、平成 23 年度からは、小中学校 9 校に学校図書館司書 9 名の 1 校専任に。勤務時間は変わらず。

（５）学校図書館への団体貸出

平成 14 年の学校図書館司書配置に伴い、学校図書館への団体貸出を開始する。

1 校 50 冊まで、貸出期間 1 か月。

団体貸出は学校図書館司書が担当。

（６）学校図書館司書研修会

平成 14 年から開催されている学校図書館司書研修会には、公共図書館から職員が参加した。共に研修を行い、情報交換と協議を行っている。

研修の成果として、『この本をどうぞー小矢部市学校図書館レファレンス事例集』と『小矢部市に関する資料集』を発行した。

平成 15 年の研修会において、団体貸出の資料運搬の手段がないことを学校図書館司書が問題提起した。学校図書館司書が勤務時間外に図書館で本を借りるため、大量の本を一旦自宅へ持ち帰らなければならない、など問題が多かった。

（７）図書定期便と貸出申込システム

ア 図書定期便の開始

学校図書館司書の問題提起を受け、図書館で検討した結果、既にある市メール便に学校・図書館間の定期便を増やして対応するという案が出た。

教育委員会が市メール便を管理している総務課に交渉し、平成 16 年 1 月から市メール便による図書定期便が運行した。

現在は、各学校週 2 回運行。

イ 貸出申込システム

図書定期便運行に伴い、図書館ホームページの予約システムを利用した貸出申込の方法を検討。従来貸出中に限定していた予約の制限をはずし、書架にある図書にも予約できるよう、平成 15 年 12 月にホームページを調整した。

これにより、学校図書館司書が図書館ホームページで予約した本を、図書館が貸出処理をして、市メール便が学校へ届ける、という貸出システムができあがった。

平成 16 年 11 月には、図書館ホームページにリクエスト・レファレンスマールのページを加えた。これにより、未所蔵の図書のリクエスト・県立図書館等からの相互貸借や、要望のあったテーマに合わせて公共図書館職員が本を選んで貸出することも可能になった。

ウ 貸出冊数の推移

ここ数年は貸出冊数減少の傾向があるが、これは学校図書館司書の努力により学校図書館の蔵書が充実してきた結果と考えている。

年度	貸出冊数	備考
H14	528	学校への団体貸出開始
H15	1,173	H16 年 1 月図書連絡便運行
H16	1,126	
H17	1,146	
H18	1,333	
H19	1,331	
H20	1,245	小中学校 10 校が 9 校に
H21	1,072	
H22	959	

(8) 学校の必要に応じた公共図書館の選書

小矢部市民図書館では、学校で必要とされている図書を意識して選書している。以前は学校に希望調査を行ったこともあるが、近年は学校

図書館司書研修会の機会などに情報を得ている。

なるべく複本を持たず、同一テーマで数種類の図書を揃える方針で選書している。

5 おわりに

近年の小矢部市民図書館の活動は広域になり、縦割り行政や官民の枠を越えたネットワークが網の目のように広がってきている。これからはますます連携が必要になってくるだろう。

また、小矢部市に学校図書館司書が配置されたことによって学校と図書館の連携が格段に強化されたことを考えると、連携のためには<組織の中に人の顔が見える>ことが大切だと強く感じる。

(小矢部市民図書館 小田晶子)

<参考資料>

図書館資料の貸出しに関する協定書

富山県小矢部市と石川県河北郡津幡町（以下「両市町」という。）は、両市町の設置する図書館及びこれに準ずる施設（以下「図書館」という。）が、行政区域を越えて図書館資料（以下「資料」という。）の個人貸出しを行うこと（以下「相互利用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、両市町の図書館利用を促進し、もって住民の教養の向上を図るとともに、郷土資料の相互利用により歴史文化の理解を深めることを目的とする。

（利用者）

第 2 条 資料の貸出しを受けることができる者は、両市町に住所を有する者とする。

（利用の方法）

第 3 条 資料の利用方法は、貸出しを受けようとする図書館の条例、規則等に定めるところによるものとする。

（督促）

第 4 条 館外利用資料の督促は、貸出しをした

図書館が行うものとする。

(図書館の整備)

第5条 両市町は、本協定締結後も更に高度な図書館サービスを提供するため、図書館の整備に努めるものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、両市町が協議することとする。

附 則

この協定は、平成22年10月1日から施行する。

福井県における公共図書館と大学図書館の相互協力について

福井県では現在、全ての公共図書館と高等教育機関附属図書館との間で相互貸借ネットワークの体制が確立され、各館の利用者が県内のいずれの図書館からも資料を取り寄せて利用することができ、またそのための横断検索や物流システムも整備されている。

この体制が成立するまでの経緯と現在の状況について、以下に述べる。

1 背景

(1) 福井県立図書館の動き

福井県立図書館（以下「県立図書館」と略）は平成 15 年 2 月に現在地に新館開館した。「地域と住民の役に立つ図書館」「地域の情報拠点」を目指し、開館と同時に県内市町立図書館（17 市町 35 館）への支援連携、県内図書館ネットワークの拠点として相互貸借を通じた全域サービスを行うため、次のサービスを開始した。

市町立図書館との間に週 1～2 回の定期宅配便（コンテナ便）通称“LiBox（リボックス）”をスタートさせ、相互貸借の資料の搬送等を行う。費用は県立図書館が負担する。

「福井県公共図書館総合目録」の整備（以下、「横断検索」と略）を開始。県立図書館のHP 上より利用でき、市町立図書館に対してシステムへの参加を呼びかけた。

(2) 福井大学附属図書館の動き

福井大学附属図書館（以下「福大図書館」と略）は以前より「地域に開かれた図書館」を目指し、総合大学図書館として地域貢献を推進してきた。

平成 19 年度には図書情報の一般公開、旧システムの更新を控えていたため、横断検索参入のためのシステム開発が進めやすいタイミングであった。

2 経緯

(1) 福大図書館と県立図書館の相互協力協定の締結

平成 18 年の福井県図書館協会総会において、福大図書館より、福井県内の大学図書館と公共図書館の連携が提案された。翌 19 年には、福大図書館と県立図書館との間で、連携のあり方についての意見交換が始まり、相互協力を第一歩として具体化することを確認。相互貸借（物流）や横断検索ほか各サービスの実施に関する検討を行った。

同年 9 月の福大図書館の横断検索への参加テストを経て、10 月に福大図書館と県立図書館の間で相互協力協定を締結した。

(2) 相互協力協定の拡大

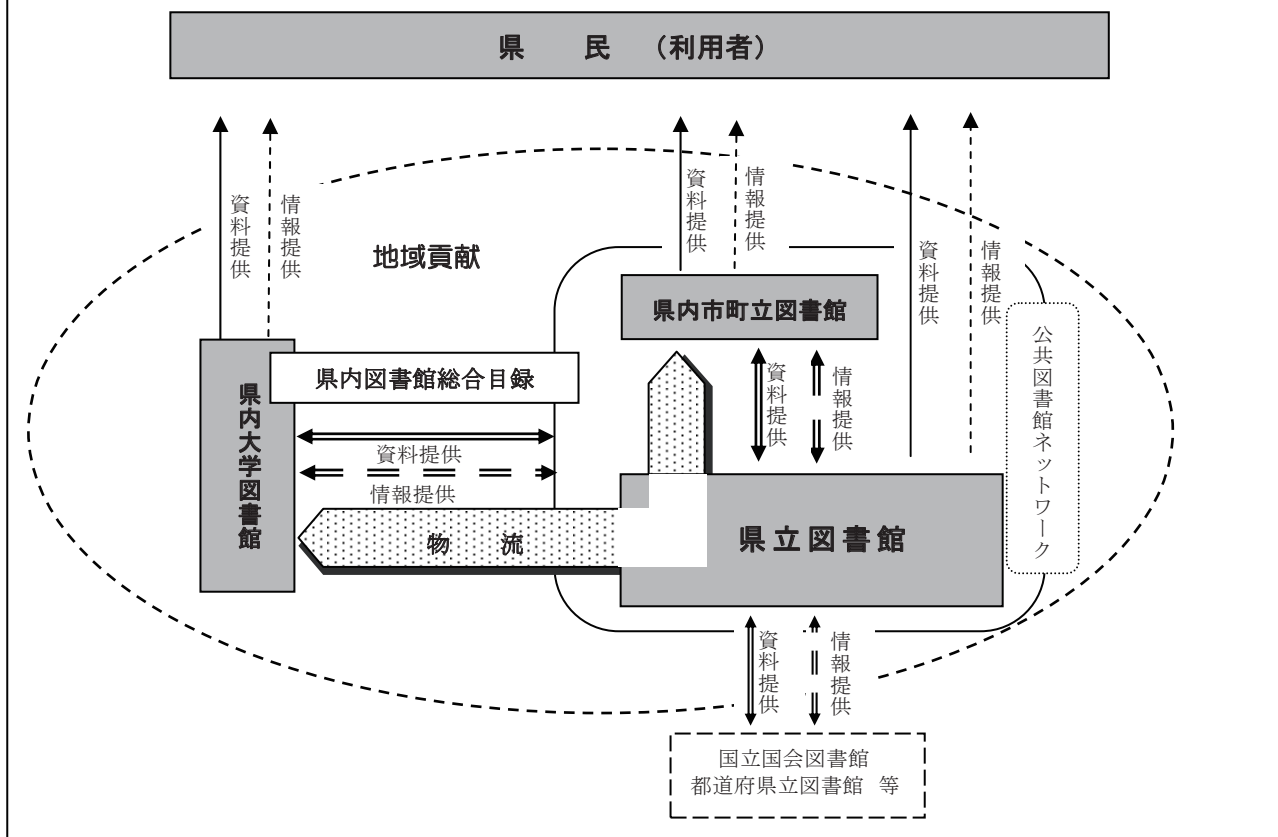
その後、市町立図書館に対して説明、協力依頼し、翌 11 月に全市町立図書館に拡大した。平成 20 年には、残る 7 つの大学・短大・高専図書館にも打診、各図書館を訪問して、協力依頼を行い、12 月には大学等図書館の 8 館と県立図書館の間で相互協力協定を締結した。

この結果、平成 21 年 1 月より、福井県内における全ての公共図書館と大学等図書館の間での資料の相互貸借を中心とするネットワークが確立した。ネットワークの概念は次の図のとおりである。

なお、横断検索については、各館のシステム更新の機会等に随時システムに参加してもらっている。平成 23 年 12 月末時点で、参加館は、市町立図書館 33 館（未加入 2 館）、大学等図書館 7 館（リンク付けでの参加 1 館）である。

福井県図書館ネットワーク・システム概念図

それぞれの所蔵する豊富な資料の有効活用と、図書館活動に関する幅広い連携協力を行い、それぞれの利用者へのサービスを向上させるとともに、地域社会への貢献を図る。



3 協力業務の内容

(1) 相互貸借

各館間の相互貸借の申し込みは、インターネット予約（横断検索の画面より）、メール、FAXの何れでも可能となっている。

大学等図書館と市町立図書館とのやりとりは各館間で直接行うが、資料の搬送は、県立図書館の搬送システム“LiBox”が利用できる。県立図書館と大学等図書館との間は週1便、県立図書館と市町立図書館との間は週1～2便あり、県立図書館を中継地として、費用負担なく、資料を搬送できる。（ただし、急ぐ場合は各館負担で郵送等を行う）

各館の利用者は、カウンター等で相互貸借の依頼ができるほか、（事前に登録しておけば）横断検索の画面上から直接インターネット予約ができ、各館で資料を受け取ることが可能である。

平成22年度の県立図書館・市町立図書館と大学等図書館の間の相互貸借実績は次の実績一覧のとおりである。

これまでのところの傾向としては、公共図書館が大学等図書館から借り受けた数より、大学等図書館が公共図書館から借り受けた数が多く、なかでも福大図書館と県立大学図書館が借り受けた割合が大部分を占めている。

一方、大学等図書館から公共図書館への貸出は、最も多い福井高専図書館をはじめ、各館からある程度の貸出数があった。

平成 22 年度 相互貸借実績一覧

(単位：冊)

	貸出 (大学 → 県・市町立)			借受 (県・市町立 → 大学)			
	県立図書館	市町立図書館	計	県立図書館		市町立図書館	計
					ネット予約受取		
福大総合	30	78	108	138	108	35	281
福大医学	5	20	25	28	131	22	181
県立大	28	64	92	98	123	56	277
福井工大	12	14	26	42	10	8	60
仁愛大学	31	76	107	15	1	4	20
仁愛短大	18	44	62	4	0	7	11
敦賀短大	2	23	25	1	0	4	5
医療短大	0	2	2	16	0	0	16
福井高専	43	100	143	2	0	2	4
計	169	421	590	344	373	138	855

(2) その他の協力

大学等図書館と公共図書館の間の協力で、相互貸借以外のものとして、以下のような協力を行っている。

ア 文献複写

各館にそれぞれ申し込む。各館の支払方法により支払いの確認後、L i B o x で文献を送付する。

イ レファレンス

各館の所蔵資料の特長を生かし、また蓄積されたデータベース等を活用して、相互に協力して、レファレンスを実施している。

ウ 展示の協力

福大図書館のコレクションの企画展(「郷土の歌人『山川登美子』」や「御雇い外国人教師『グリフィス』」など)の巡回を県立図書館で開催した。また、県内大学紹介展示を県立図書館のエントランスホールで開催した。

4 今後の展望

福井県内における大学等図書館と公共図書館間の相互協力の拡大後、各図書館間の相互貸出資料の数は順調に増加しているが、今後更に利用者への浸透を図りたい。

また、横断検索システムへの参加についても、残る数館の参入への助力を行っていきたい。

(福井県立図書館 サービス班 小林香織)

飯田市立図書館と南信州図書館ネットワークについて

1 飯田市と地域の概要

飯田市は長野県の南部、静岡県や愛知県と境を接する飯田下伊那地方の中心都市で、人口は約10万5千人である。隣接する下伊那郡には3つの町と10の村があり、こちらの人口は合計で約6万4千人、村の中には人口が千人に満たない小規模な自治体も多い。

市と郡の合計で約16万9千人の住民が、暮らすこの地域は、面積が約1,929平方キロメートルもあり、これは大阪府や香川県よりも広い。その大半が中山間地で、南アルプスと中央アルプスに挟まれた自然豊かな環境である一方、過疎と高齢化が進んでいる。

2 当地域の図書館事情

(1) 飯田市立図書館

飯田市立図書館は中央図書館と、県図書館、上郷図書館という3館体制になっている。中央図書館は明治34年設立の飯田文庫を母体とし、大正4年に当時の飯田町の公立図書館となった県内でも歴史のある図書館の一つである。県図書館は昭和59年に、上郷図書館は平成5年にそれぞれ町立図書館だったものが飯田市との合併を経て、地域館という位置づけになったものである。さらに本館である中央図書館の下には、市内各地に16の分館があるが、こちらは、施設の形態としては公民館図書室に近く、開館日数も限られているため、コンピュータ化はされていない。

(2) 下伊那郡内の町立図書館

下伊那郡には松川町図書館、高森町立図書館、阿南町立図書館の3つの町立図書館と、豊丘村図書館、喬木村立椋鳩十記念図書館、下條村立図書館、天龍村図書館、根羽村立図書館の5つの村立図書館がある。さらに専任職員が配置されている阿智村公民館図書室

を加えて合計で9つの公共図書館があり、設置率は69%である。

こうした郡内の町立図書館と飯田市立図書館で飯田下伊那図書館協会を構成しており、研修などを通じて日頃から様々な交流を行ってきた。

3 広域ネットワーク検討の経緯

(1) 長野県の広域ネットワーク

長野県には、諏訪地方の市町村で構成する諏訪広域「すわズラー」や、上田地方の市町村による上田広域「エコール」など、既に10年以上の歴史と実績を持つ広域ネットワークが存在している。

(2) ネットワーク化以前の相互貸借

これまで当地域でも、相互貸借は行われてきていたが、県立図書館による巡回配本などは行われていないため、主に借受けを希望する館が、貸出しをする所蔵館へ出向いて資料を受け取る形になっている。

以前から実務者の間では、広域ネットワークによる情報の共有化を希望する声も上がっていた。

(3) 定住自立圏形成協定

市町村が行政サービスを共同で運営する形としては広域連合があり、当地域でも飯田市と下伊那郡の全町村で構成される南信州広域連合がある。広域連合の事業は、消防に関することや一般廃棄物の焼却場の運営など、圏域全体の共通課題に関わるものであり、図書館に関しては、未設置の自治体もあるために、取り上げてこられなかった。

そうした中で国においては新しい地域経営の枠組みとして定住自立圏構想が提唱され、平成21年3月には、飯田市が全国に先駆けて中心市宣言を行い、同年7月には圏域

内の全町村と協定を締結するに至った。

この定住自立圏構想とは、中心市と周辺町村が、共有する行政課題やサービスなどについて、1対1で協定を締結し、役割分担により共同でその事業にあたるものである。

広域ネットワークを構築する際に、課題となるのが参加する自治体同士の合意形成である。その点で、全市町村の合意が必要な広域連合の事業と比べて、定住自立圏構想では、中心市と課題を共有する周辺町村が共同して取り組むという、状況に応じた対応が可能である。

(4) 飯田下伊那広域サービスプロジェクト

こうした社会情勢の変化の中、平成21年度には飯田下伊那図書館協会の取り組みとして、各市町村の図書館職員による飯田下伊那広域サービスプロジェクトが発足した。

プロジェクト会議では、県内先進事例の研究や、各館の利用規定および運用についての情報収集などを行いながら協議をすすめた。

その結果、広域ネットワークによる情報の共有化や導入コストの削減など、その意義は十分に認められたものの、全ての館を一斉にネットワーク化することは、現実的ではないため、できる限り各館独自の運営が可能なもの

のを前提として、更新時期を迎えた館から順次ネットワークを結んでいくことが望ましいとの結論に至った。

(5) 1市2町による検討開始

平成22年5月には、飯田市から図書館ネットワーク構築事業について、下伊那郡の全町村へ提案および参加の呼びかけを行った。

ネットワーク化にあたっては、後からの参加も可能なものとして、地域全体でのシステム構築を目指して協議を行ってきた。

飯田市からの呼びかけに対して、ともにコンピュータシステムの更新時期を迎えていた松川町、高森町の2町から参加の表明があり、正式に1市2町によるネットワーク化についての協議が開始された。

(6) システム検討および協定の締結

1市2町の図書館職員と情報システム担当者で、各地への視察を実施しながら、広域でのネットワーク化に対応可能な新システムについて、検討を重ねた。

各議会での議決を経て、平成22年12月には、飯田市と松川町および高森町との間で、図書館ネットワークシステムに関する定住自立圏形成協定の追加協定と覚書が締結された。

ネットワーク化の経過

平成21年3月24日	飯田市が定住自立圏構想「中心市宣言」を行う
平成21年6月17日	飯田下伊那図書館協会による飯田下伊那広域サービスプロジェクト発足
平成21年10月30日	プロジェクトが飯田下伊那図書館の広域サービスについて報告をまとめる
平成22年5月25日	飯田市立図書館のコンピュータシステム更新に伴い、ネットワーク参加への呼びかけを飯伊市町村教育委員会連絡協議会で提案
平成22年6月10日	松川町と高森町から参加の回答を受理、1市2町によるネットワーク研究会を設置し協議開始
平成22年12月27日	図書館ネットワークシステムに関する定住自立圏追加協定と覚書を締結
平成23年4月1日	各図書館で、ネットワーク化による個人情報共有の承認手続きと貸出カードの更新作業を開始
平成23年6月20日	6月30日までシステム更新のための休館に入る(飯田市立図書館)
平成23年7月1日	南信州図書館ネットワーク運用開始

4 ネットワーク化のポイント

(1) サーバーの共有と費用の節減

これまで自治体ごとにサーバーが必要だったが、ネットワーク化により1つのサーバーで1市2町の図書館システムが運用可能となった。また、一括導入によるスケールメリットを生かして、システムの構築費用を、各自治体が単独で更新した場合と比べて、約10%削減することができた。構築費用については、端末やプリンターなど各館で使用するものについては、自治体ごとの支払いになるが、全館で共有するサーバーおよびサーバー用の機器等については飯田市が導入した上で、2町が人口割(人口比率:飯田市 79.7%:松川町 10.3%:高森町 10.0%)による負担金を飯田市へ納める形となっている。

(2) 書誌情報・利用者情報の共有

各館とも書誌データは、TRCMARCを使用しており、大きな問題もなく書誌情報を統合することができた。

また、利用登録者の個人情報を自治体の枠を超えて共有することになるため、平成23年4月からは各館で貸出カードの更新と個人情報共有についての承認手続きを行った。

ネットワーク参加館の人口と蔵書冊数(平成22年度末)

図書館	人口	蔵書冊数
飯田市立中央	104,764人	313,088冊
飯田市立鼎		52,052冊
飯田市立上郷		148,516冊
飯田市計		513,656冊
松川町	13,652人	97,275冊
高森町立	13,229人	90,836冊
合計	131,645人	701,767冊

『平成23年度 長野県公共図書館概況』(県立長野図書館)より

(3) 貸出カードについて

同一システムとなるため、貸出カードの統一化についても、当初検討されたが、各館の

独自性を保つという観点から、従来のカードに南信州図書館ネットワークのロゴマークを加えて使用することとした。貸出カードは、自治体ごと別のデザインとなるが、どのカードでもネットワーク内の図書館を利用することが可能である。

南信州図書館ネットワーク ロゴ



(4) WebOPAC等について

飯田市と高森町では、以前のシステムの頃からWebOPACによるインターネット予約を行っており、今回のネットワーク化に合わせて松川町でもインターネット予約が開始された。

各図書館のホームページは個別のものを使用しているが、WebOPACのメニュー部分を、南信州図書館ネットワークとして共有する形で運用している。

WebOPAC、館内OPACとも全資料を共有しており、利用者は予約の資料をネットワーク内の希望する館で受け取ることができる。

(5) 利用規定等の統一または調整

相互利用が可能となるために、これまで各館でまちまちだった利用規定や運用について統一が必要な部分が生じた。

貸出冊数の上限については、飯田市(中央・鼎・上郷図書館の合計)10冊、松川町10冊(+AV1点)、高森町30冊とし、なおかつネットワーク全体での上限は合計30冊までとした。

これは、各自治体のそれまでのサービスを尊重したものであるが、ネットワーク全体で

の上限があるため、飯田市で10冊、松川町で10冊借りた場合は、高森町で借りられる冊数も10冊までとなる。また、貸出期間はいずれの館も2週間である。

なお、返却については、借りた自治体へ返すこととしている。

その他には、登録の有効期限を3年に統一し更新を行うことや、長期延滞者への貸出停止措置などがある。

5 ネットワーク稼働後の状況

(1) 相互貸借比率の変化

ネットワーク化以前と以後の1市2町の相互貸借比率は別表の通りであるが、ネットワーク化以前は飯田市の貸出率が高かったのに比べて、ネットワーク化後は、飯田市の借受率の方が高くなっている。

ネットワーク化以前は未所蔵の資料を相互貸借していたために、所蔵数が多い飯田市からの貸出が多かったのに対して、ネットワーク化後は各館で所蔵する複本資料が、利用者からの予約によって随時取り寄せられるようになり、各自治体間での資料のやり取りが飛躍的に増加したためである。

また、借受の比率としては松川町、高森町とも低くなったものの、借受数そのものはネットワーク化後の5カ月間だけで、前年度の年間実績を上回っており、各自治体とも資料提供が充実し、利用者へのサービスが向上したといえる。

(2) 物流について

物流は、週3回実施しており、これは火曜を高森町、木曜を飯田市、土曜を松川町とい

う形で、各図書館の職員が交代で行っている。物流の対象は予約回送本のみであるが、毎回約100冊前後の資料が搬送されている。

6 南信州図書館ネットワークのこれから

1市2町のネットワーク化により、蔵書冊数約70万冊の図書館ネットワークがスタートした。今後は、引き続き地域内の図書館へネットワーク参加への呼びかけを行い、より充実したものを目指していきたい。

日本の国そのものが人口減少化社会となったいま、当地域においても、図書館だけではなく行政そのものの状況が、今後はより厳しいものとなっていくことが予想される。そうした中で、地方における公共図書館の運営を持続可能なものとしていくためにも、広域ネットワークはその手段のひとつであると考えている。

(飯田市立上郷図書館 宮下裕司)

相互貸借比率 ※単位：冊／H22：平成22年度（年間）／H23：平成23年7月～11月（5カ月）

貸出 借受	飯田市		松川町		高森町		借受合計		借受率	
	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23	H22	H23
飯田市			36	2,293	10	1,156	46	3,449	7.2%	54.6%
松川町	349	863			15	199	364	1,062	56.7%	16.8%
高森町	228	1,479	4	329			232	1,808	36.1%	28.6%
貸出合計	577	2,342	40	2,622	25	1,355	642	6,319		
貸出率	89.9%	37.1%	6.2%	41.5%	3.9%	21.4%				

岐阜県図書館の相互貸借

1 岐阜県の図書館の概要

岐阜県の人口は約 210 万人。県内 42 市町村中、市町図書館は 34 市町に 69 館(本館 34、分館 35)あり、8 町村は図書館未設置である。市町村の図書館設置率は 81%。全国の都道府県のうち 7 番目に面積が広い県だが 8 割が森林地帯である。北部の飛騨地域は面積が県全体の三分の一で、人口は 6%弱。図書館は 15 館ある。南部の美濃地域に人口が多く、図書館は 54 館ある。

県図書館は県南部の岐阜市に立地する。旧岐阜県立図書館が平成 7 年、同じ市内の県庁近くに新築移転し、岐阜県図書館として開館した。

2 相互貸借の経緯

(1) 公共図書館

平成 13 年 6 月 27 日から県図書館と市町村図書館との間で相互貸借資料の搬送のための週 1 回の定期配送便を開始した。

平成 16 年 12 月からは市町村図書館間の相互貸借資料も定期配送便により、県図書館を経由しての搬送を開始した。

平成 17 年 6 月に東海三県の県立図書館間で相互協力の協定を締結し、7 月 1 日から相互貸借のため週 2 回の定期配送を開始した。

平成 22 年 3 月に北陸 3 県の県立図書館との間にも相互協力の協定を締結し、4 月から週 1 回の定期配送を実施している。

(2) その他の図書館・図書室

平成 18 年 9 月から県立高等学校・特別支援学校図書室への資料搬送について、送料はそれまで片道負担であったものを、県図書館が往復負担することとして、協力貸出を充実した。さらに「岐阜県子どもの読書活動推進計画」に基づき、平成 22 年度から市・私立高等学校図書室も対象に含めた。

小中学校向けに、調べ学習や朝読書用の本を

セット単位で貸出する「セット文庫」を置いている。平成 17 年度にモデル事業として東濃地区で実施。平成 18 年度から全県域を対象に実施を開始した。

平成 16 年 3 月に岐阜大学図書館との間で相互協力に関する協定を締結し、週 1 回の搬送を行っている。

平成 22 年 3 月には中部学院大学・中部学院短期大学部とも協定を締結し、4 月から運用を開始した。

「岐阜県図書館改革方針」に基づき、広域サービス充実のため、平成 23 年 1 月から図書館未設置町村の公民館図書室との相互貸借についても、それまでは送料が片道負担であったものを、往復県図書館負担とし、定期配送便で搬送している。

同じく平成 23 年 1 月から専門図書館 3 館(県議会図書室、総合教育センター図書・教育資料室、岐阜県産業経済振興センター図書・ビデオライブラリー)も相互協力の一環として、資料の搬送に定期配送便を利用できることとした。

平成 23 年度東海北陸地区県立・指定都市立図書館長会議にて、公共図書館以外の図書館のうち一定の条件を満たした館の相互貸借資料も東海北陸 6 県の定期配送便で搬送することが了承された。

3 相互貸借・協力連携の内容

直接来館することが困難な県民の方にも、地域の市町図書館を通して県図書館の資料を利用できるよう、市町図書館、公民館図書室からの依頼を受けて、宅配便による資料の定期配送を行っている。

図書館間の資料貸出の効率化と、県内図書館・図書室への支援の充実を図ることを目的として「岐阜県図書館相互貸借資料配送システム要綱」を定めている。

県内図書館・図書室は県図書館のホームページの図書館専用ページからID・パスワードでログインし、県図書館の蔵書を検索し予約することができる。

個人利用者は貸出中の資料にのみ予約できるが、市町図書館は在架資料にも予約ができる。また各図書館・図書室からの資料購入リクエストも受付ける。

貸出の延長についても、他の図書館等・利用者から予約が入っていなければ、1回まではホームページ上で手続きができる。2回目以降は電話により相談を受付ける。

定期配送便対象外の全国の図書館との相互貸借は個別に郵送等で搬送する。県外からの相互貸借申込はFAXやメール等で受付けている。

(1) 公共図書館

県内市町図書館との間に週1回運行している。県図書館から水曜日に発送し、市町図書館へは木曜日に到着。同時に市町図書館からの荷物を集荷し、金曜日に県図書館に到着。祝日等の関係で変更もある。

荷物の集配は宅配業者に委託。送る本がない場合は発送しない。年度ごとの契約であるため、ここに記した委託の仕様は平成23年度のものである。

定期配送便で送るものは、東海北陸6県公共図書館間の相互貸借資料、配布資料、寄贈資料、県図書館の「セット文庫」、「読書会テキスト」など読書活動支援資料。東海北陸6県内で定期配送便があり、各県図書館との協定が結ばれている図書館との相互貸借資料。送料は往復県図書館が負担している。

東海2県(愛知・三重)の県立図書館との間は週2回、北陸3県(富山、石川、福井)の県立図書館との間は週1回運行している。いずれも送料は各県立図書館間で片道負担。各県内の市町村図書館へ貸出・返却する資料は各県立図書館を経由して搬送する。

(2) 高等学校・特別支援学校図書室

県内高等学校・特別支援学校図書室への団体貸出は、貸出申込があった週に定期配送便で搬送する。来館受取りを希望する場合は随時貸出する。

特別支援学校へは希望があれば、読書活動支援資料の団体貸出も行う。

高等学校については岐阜県高等学校教育研究会図書館部会学校司書部のブロック代表者会議に県図書館からも年2回ほど参加させてもらい、県図書館への資料購入希望(リクエスト制度)を案内したり、県図書館として支援できることを聞き取りしている。

このほか、同学校司書部のコンピュータ研究委員会と連携して、試験的に高校図書館の一部蔵書について所蔵データを県図書館に集約し、県図書館ホームページ内に蔵書検索ページを設置し、高校図書館が閲覧できる。

(3) 公民館図書室

図書館未設置町村の公民館図書室へは、以前から年1回公用車で巡回するとともに各室の求めに応じて読書活動支援資料を長期貸出ししている。貸出期間は1年間。

平成23年度から定期配送便の対象として、各室で必要な資料をその都度貸出し、読書活動支援資料の貸出数は減少の方向にある。

巡回はこれまでどおり続けていく。

(4) 小中学校図書室

市町図書館・公民館図書室の小中学校図書室に対する支援の状況は各市町村によってさまざまであることから、県図書館ではテーマ別に「セット文庫」を用意し、図書館・図書室を通して貸出ししている。

各小中学校からは県図書館のホームページに掲載した「セット文庫」のリストで選んだ図書資料を、所定の申込用紙に記入してFAXで県図書館へ申し込む。県図書館からは希望された資料の貸出調整を行い、申込校へ連絡。資料を定期配送便で地域の図書館・図書室へ搬送する。申込校は地域の図書館・図書室と受け取り

について相談調整を行い、指定の図書館・図書室へ受け取りに行く。

貸出期間は3か月である。

(5) 大学図書館

岐阜大学との相互貸借は、職員の手持ちによる運搬を行っていたが、平成23年度から定期配送便による週1回の搬送を行っている。送料は片道負担としている。

岐阜大学とは協定に基づき、相互貸借のほか合同の研修会を開催している。参加対象はテーマにもよるが県内の図書館・図書室に広く声をかけている。平成23年度は「公共図書館と大学図書館の連携協力について」というテーマで、地域リポジトリなどの事例発表を聞き、意見交換を行った。

このほか岐阜大学の講師による一般県民向けの講座「楽習会（がくしゅうかい）」を県図書館研修室で開催。平成24年度から岐阜大学の学生・職員が借りた県図書館の図書資料を岐阜大学図書館で返却できるサービスを実施する予定。

中部学院大学・中部学院短期大学部図書館との相互貸借資料は定期配送便で関市立図書館を通じて搬送。関市立図書館の指定管理者として、同大学が受託しているため、両館間の搬送が可能。平成22年度には相互協力の一環として同大学教員にリスク管理について相談した。

(6) 専門図書館

県内の専門図書館のうち、県議会図書室、総合教育センター図書・教育資料室、岐阜県産業経済振興センター図書・ビデオライブラリーの3館と連携協力を推進するための会議を年に数回開催している。3館から県内図書館等への貸出・返却資料の搬送に定期配送便を利用できることとした。

このほか3館の専門性を活かしたテーマについて、共同でパスファインダーを作成し、双方の館内に設置するとともに、県図書館のホームページで公開している。

(7) その他

県図書館では本館資料のほか読書活動支援資料を所蔵している。図書館未設置町村の公民館図書室、読書団体、幼稚園、保育所等の活動を支援するため貸出している。

4 事業実績

平成22年度実績

相互貸借	貸出総冊数	13,489冊
	借用総冊数	1,340冊

うち県内への貸出総数	12,423冊
内訳：市町図書館	9,475冊
公民館図書室	321冊
大学図書館	214冊
学校図書館	2,264冊
その他	149冊

うち東海北陸6県との相互貸借

愛知県	貸出：198冊、借用：149冊
三重県	貸出：185冊、借用：60冊
富山県	貸出：55冊、借用：46冊
石川県	貸出：23冊、借用：41冊
福井県	貸出：62冊、借用：67冊

うち県内高校図書館への貸出 1,333冊

市町村図書館間配送数（総貸出数、岐阜県図書館を経由したもの） 8,127冊

5 経費等

宅配料および郵送費として、平成23年度予算の役務費は約239万円。梱包用材等の消耗品費8万円である。

相互貸借申し込みのあった予約資料の現物確保、梱包、解体、貸出返却処理、配布物の仕分け、資料汚破損のチェック等の作業は主に非常勤職員4名が担当している。しかし、カウンター業務等も行っているため、相互貸借業務に充てられる時間は限られている。

他館から借用する資料の申込、手続き等は主

に正職員が担当している。

6 成果と課題

(1) 岐阜県図書館改革方針との関わり

平成 22 年に策定した「岐阜県図書館改革方針」では、県全体の図書館サービスの向上に寄与することを使命とし、その使命を果たすための目標として、「広域性の発揮」「専門性の発揮」を打出している。

「広域性の発揮」として、全県域への図書館サービス向上のため、従来の市町図書館に加え、図書館未設置町村の公民館図書室へ定期配送便の運行を開始し、県図書館が送料を負担することで相互貸借を利用しやすくなった。

一方、「専門性の発揮」としては、県図書館はより専門的な図書資料の収集を目指している。そのため、ベストセラー等の新しい軽い読み物や実用書が購入対象とはならず、これらを県内図書館・図書室へ貸出すことは難しくなっている。これらについては、定期配送便を活用した市町図書館間の貸出での対応をお願いしているが、蔵書目録をホームページ上で公開していない館や横断検索に参加しない館もあり、貸出しが集中する図書館が生じるなど、不均衡な面もある。公民館図書室の中には、資料借用を県図書館のみとしているところもあり、利用者ニーズに合致した資料を届けられないケースも見受けられる。

また、相互貸借サービスについて知らない県民もまだ多く、更なる広報が必要であると実感している。

(2) 東海北陸地区での定期配送便

東海北陸の図書館との定期配送便により、さまざまな資料を利用しやすくなった。しかし、複数館を経由するため、実質利用者が手元で利用できる期間がとても短くなる。東海 2 県とは週 2 回の搬送があるため、同じ資料が所蔵されている場合は東海 2 県からの借用に偏りがちである。県内公共図書館や北陸 3 県との配送回数を増やすことも考えられるが、予算のほかに

担当職員の配置も必要となり、現状ではすぐに取り掛かることが難しい。

(3) 岐阜県内の状況

県内の状況としては、平成 22 年度に定住自立圏協定に基づき、美濃加茂市図書館が隣接する坂祝町公民館図書室と図書館システムを統一し、資料が一度に検索できるようになった。また双方で資料の返却が可能となり、利用者の増加につながるなど、成果が現れている。今後も他の近隣町村との間に連携協力が広がるよう、検討が進められている。

また、岐阜市で新図書館建設が計画され、地域のニーズ、特性を活かした図書館が構想されている。平成 22 年度から岐阜市立図書館と岐阜県立図書館との意見交換会を 16 回行った。

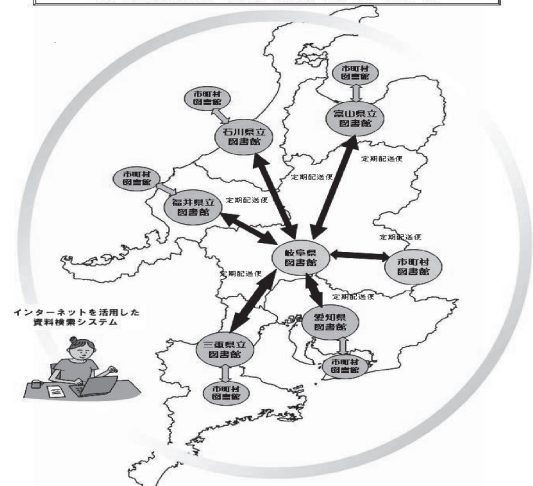
7 今後の展望

県の中核図書館として、県図書館がどのようなサービスを提供していくべきか、市町図書館とどのような機能分担を図っていくのか、今一度県図書館の役割を見つめなおす時期にきている。

県内のニーズを十分に把握し、県内関係機関だけでなく、東海北陸の県立図書館をはじめ、各図書館との連携協力を推進しながら、よりよいサービスを提供できるよう、努力していきたい。（岐阜県図書館 企画課 酒向みゆき）

東海・北陸図書館ネットワーク

岐阜県下及び愛知県・三重県・富山県・石川県・福井県の各県内の主な図書館が所有する資料を利用することができます。



大阪市立図書館における相互貸借と他機関との連携について

1 大阪市立図書館の現状

大阪市立図書館（以下、当館）は、市内 24 区に 1 区 1 館あり、中央図書館および地域図書館 23 館と自動車文庫が一体となって図書館サービスを提供している。

平成 22（2010）年度の個人貸出は全館で 1,269 万冊、予約は 284 万冊、蔵書冊数は、370 万冊である。図 1 に示したように、最近 10 年の貸出冊数と予約冊数はゆるやかながら増加傾向にある。

当館は、平成 19 年度より「知識創造型図書館」をめざした改革プロジェクトにとりくんできた。これは市民の創造的な活動を支援し、地域の経済活動の活性化に貢献するため、創造都市大阪を支える知識情報活用基盤としての機能を高度化していく取り組みである。

この 4 年間で、開館日の増加など、市民の利用機会の拡大をはかったほか、レファレンス機能と情報サービスの高度化をはかるため、レファレンス資料をはじめ、ビジネス支援、身近な生活課題の解決に役立つ資料の重点整備に引き続き力をいれている。さらに、行政施策の企画立案支援サービスを強化すべく、市会図書室との連携をはじめ、庁内向けレファレンスの拡充にも取り組んでいる。

同時に、図書館を各区の子どもの読書相談支援センターとして機能させ、学校との連携事業として、団体貸出や調べ学習支援を実施している。大阪市立の小学校 299 校、中学校 130 校、特別支援学校 9 校あり、団体貸出に迅速に対応できるよう、小学校を対象とした調べ学習用図書を 4 年間で 9,000 冊整備した。

また、平成 12 年度から実施している読書環境整備事業では、保育所・幼稚園・高齢者施設等への団体貸出とボランティアによる読み

聞かせ等を継続実施している。

2 相互貸借について

(1) 相互貸借の現状

当館における他館との相互貸借は、レファレンスおよび予約業務の一環として位置づけられており、特別な予算措置や職員体制があるわけではない。改革プロジェクトの中で、カウンター業務を一部業者委託するなど、本務の司書職員がレファレンス業務に注力できる体制をつくってきた。

内訳としては、大阪府立図書館の協力貸出の利用および大阪府内市町村立図書館との相互貸借がほとんどであるが、政令指定都市立図書館として、早い段階から総合目録ネットワークシステム（ゆにかねっと）に参加しており、ブロック内外の都道府県立図書館および政令指定都市立図書館や、大学図書館との相互貸借も実施している。借受については、国会図書館の協力貸出も利用している。

ここ 4 年間の貸出・借受冊数の推移は図 2 のとおりである。貸出については、平成 20（2008）年度に少し増加して以降、それほど変動はないが、借受冊数が徐々に伸びている。相手先別の割合でみると、大阪府内図書館からの借受冊数・比率ともに増加が顕著である。（図 3）

これは、予約件数の増加もあるが、平成 20 年度から、府立図書館の協力車による、府内市町村図書館同士の相互貸借資料の搬送が試行されたことや、当館独自の取り組みとして、大阪市立大学学術情報総合センター（以下、市大）との相互協力事業を平成 20 年度より本格実施したことなどが関係していると考えられる。

（２）大阪市立大学との相互協力事業

市大と当館との間で、相互協力についての覚書を交わし、平成 19（2007）年 11 月からの試行実施を経て、平成 20 年度より相互貸借を実施している。

資料の相互貸借のための物流手段として、大阪市立図書館24館を巡回する逓送定期便の巡回コース中に、週1回市大を組み込むこととした。この逓送業務は民間委託しており、本市職員は添乗しない。当館から依頼した雑誌論文等の複写物や、双方が配布を希望する事業のちらしなどの搬送もこの逓送便を利用している。

市大への借受申込みは、大阪市立図書館全館で受付けている。各館にて市大の WebOPAC で所蔵および在架を確認したのちに所定の書式の F A X にて申し込むと、週 1 回の逓送便にて資料が中央図書館へ届く。中央図書館からは、翌運行日の逓送便にて各館へ届けられる。市大への貸出については、当館の WebOPAC から予約申込みを受付、確保した資料は中央図書館に集約し、市大への返却資料とともに、逓送便にて送付するといった流れである。

市大からの借受可能な資料は限定されているものの、当館や大阪府立図書館では所蔵のない、もしくは公共図書館では収集対象としたり高度な専門書や学術書、洋書などが利用できるのはありがたい。入手不可能な資料を借り受けることもあり、また付属資料の扱いなどが当館と異なるため、借受・返送時、利用者への貸出・返却時ともに、入念なチェックが必要である。

複写依頼についても、相互貸借できない雑誌論文がほとんどであり、やはり公共図書館では所蔵していない学術誌や古いバックナンバーについての利用が多い。

市大からの借受冊数は、平成 22 年度には 140 冊を数え、少しずつ数を伸ばしている。借受ができることが徐々に知られていったことに加え、レファレンスサービスの高度化に

取り組むなかで、専門書へのニーズが高まっていると感じる。

市大は、市内在住・在勤者に対し、図書館市民登録制度を設けており、年間登録料を払っての直接利用も可能である。必要に応じてそういった制度のご紹介もし、身近な市立図書館の利用から、より専門的な研究に発展させていく機会を提供していきたいと考える。

（３）大阪府内公共図書館との相互貸借

当館は、政令指定都市立図書館として、一定の蔵書規模を維持しており、府立図書館に所蔵がないもしくは収集範囲にない分野の資料について、府内各図書館からの借受申し込みにも応えてきた。

本市の利用者を優先するため、刊行後一定期間を過ぎたものに限る、コミックスや CD などは対象外とするなどの条件に加えて、利用に際しては、予約申込みをした図書館が直接来館のうえ、貸出・返却手続きをすることを基本としており、各館の公用車や公共交通機関を利用して来館されている。

平成 20 年度、大阪府立図書館の協力車による、府内公共図書館の相互貸借資料の搬送が試行されたことにより、当館への来館利用が難しかった図書館も利用できるようになったこともあってか、貸出数もやや増加し、また当館の借受件数も年々増加している。入手不可能な資料への予約対応はもちろんのこと、予算の縮減に伴い、類書の多い分野などは、すべての予約に対し、自館の購入のみで対応しきれなくなっている現状がある。

相互貸借の際に、課題のひとつとしてあがるのが物流手段である。まずはブロック内という基本原則のもと、相互貸借を進めるにあたって、府立図書館の協力車の存在は大きい。

3 その他の取り組み

さまざまな取り組みの成果として、図書館の利用が伸びるに従い、要求される資料の幅

も拡がりを見せている。その一方で、予算は縮減傾向にある。多くの自治体でも状況は同様と考えられ、今後相互貸借や他機関との連携をすすめていくとともに、隣接した自治体との相互利用や広域利用といった横のつながりも重要になってくる。

当館でも相互貸借を実施する一方で、隣接している自治体との相互利用に関する協定の締結も順次進めている。平成23年12月現在、大阪市民は、協定を締結した6市（門真市、大東市、東大阪市、松原市、堺市、守口市）と、以前から行政協定を締結している八尾市の合計7市の図書館で利用登録ができ、貸出が受けられる。（予約などの条件は各市で異なる）

また、7市の市民は、大阪市の図書館で利用登録ができ、貸出が受けられるようにした。交通網の整備状況や図書館の立地によっては、居住する自治体よりも、隣接する自治体の図書館のほうが利用しやすい場合もあり、こうした協定による利用実績も徐々に伸びているところである。

4 今後に向けて

各図書館がWebOPACを公開するのが当たり前となっただけでなく、都道府県立図書館が提供する都道府県内公共図書館等の横断検索システムや、ゆにかねっとなどの、Web上で利用できる総合目録の充実に伴い、利用者自身が資料の所在を知ることができるようになり、個人からの直接の問い合わせも増えている。今後、ゆにかねっとがNDLサーチと統合されるなど、その使い勝手の向上とともに、他館との相互貸借についてもまだまだ増える要素はあると考えている。

昨年度の調査報告にもあったように、搬送手段をはじめ、相互貸借の実施にあたって解決すべき課題はさまざまにあるものの、それぞれの図書館が持つ資料を有効に活用していくことは重要である。さらに、他機関との連

携も広くすすめ、その地域の情報拠点として地域社会に貢献できるよう、引き続き取り組みをすすめたいたいと考えている。

（大阪市立中央図書館 利用サービス担当
石田智子）

図1 最近10年の貸出冊数と予約冊数

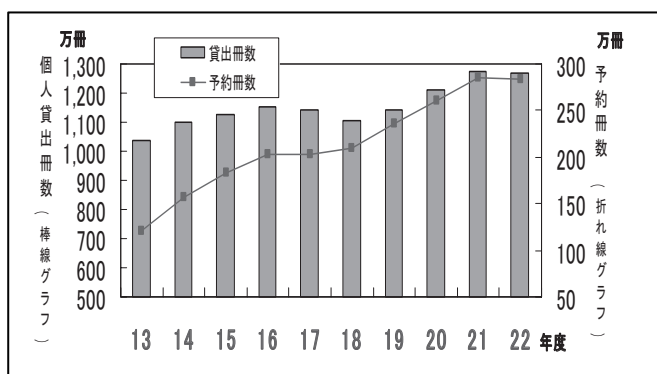


図2 他館への貸出・借受冊数の推移

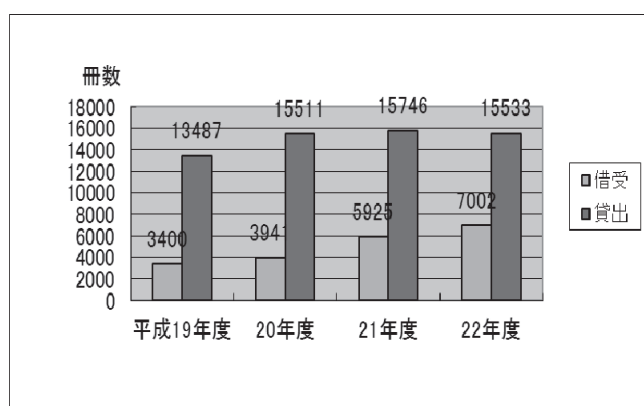
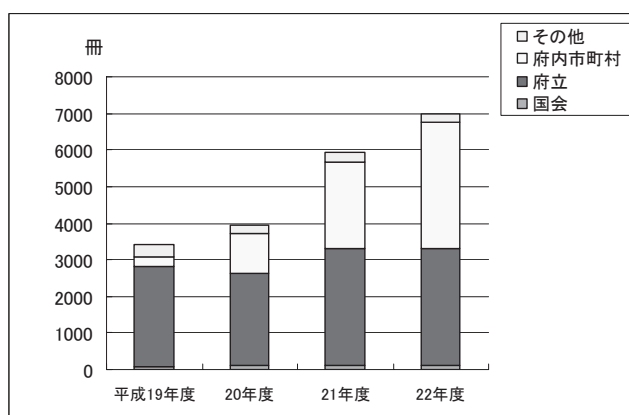


図3 他館からの借受先別内訳



【参考】

大阪市立図書館の相互貸借条件（抜粋）

■ 貸出資料の範囲

以下のものを除く

都道府県立図書館に所蔵がある資料

（近畿地区の図書館からの依頼の場合は、近畿地区の府県立図書館に所蔵がある資料）

禁帯出の図書・雑誌

参考図書

新聞

容易に入手できる資料

発行から1年以内の図書（発行月より起算）

禁帯出でない雑誌のうち、発行から6ヶ月以内の雑誌（発行月より起算）

予約が度重なるものをはじめ、利用頻度が高いもの

地図・文書類等、形態上損耗散逸しやすい資料

漫画作品（請求記号MおよびM〇〇〇）

損耗の著しい資料

寄託本

その他館長が特に指定する資料

■ 送料負担

全額借受館負担

■ 返却時の送付条件

貸出は着払いのゆうパックで送付

返却は元払いのゆうパック、

またはゆうメール+簡易書留で送付のこと

■ 貸出規定類の有無・内容

有り

大阪市立図書館資料利用規程

7条（他館との資料の相互貸借）

他館との資料の相互貸借に関する内規

県立図書館の蔵書を広く県民に一遠隔町村への協力貸出を重点に一

1 和歌山県立図書館の協力貸出概要

図書館設置自治体 18、未設置自治体 12、計 30 の拠点となる市町村立図書館・公民館図書室等を対象に、県立紀南図書館と共通して協力貸出を実施している。搬送方法は業者委託による宅配便と郵送で、協力車等の所有はない。平成 23 年度から返却経費となる「宅配回収便」を実施し、県費による送料往復負担となった。搬送対象は県立図書館蔵書のみである。地域格差のない県立図書館サービスの提供を目的とする。

2 平成 20 年度の取組

平成 15 年度から 20 年度における協力貸出の年間実績は、2500 冊から 3500 冊の間で、利用する自治体も固定化していた。当館は、これまで制度の見直しを行うことなく完全なる「待ちの姿勢」であった。返却送料の市町村負担が、利用促進できない一因になっていたとも言えるが、今となれば弁解となる。

平成 20 年 6 月、当館は開館 100 周年を迎え、「次の一步へ」を合い言葉に、全面的に業務の見直しを行った。協力貸出については、数字から見えてくるものはないかと、平成 19 年度の市町村別貸出統計を改めて分析することにした。

市町村別及び郡部別の協力貸出冊数の合計に対する全体比率を出したところ、県立図書館（和歌山市）並びに県立紀南図書館（田辺市）を起点に 40 km 以上離れている市町村、特に図書館未設置町村の公民館図書室等への貸出率が 1 館（室）あたり全体比 0.0 %～0.3 % と極端に低く、郡部別に見ても「県立図書館から遠隔地域」（以下、「遠隔地域」という）の I 郡が全体比 7.9 %、H 郡が全体比 2.2 % と、県立図書館から遠く離れるほど蔵書利用されてい

ないことが明確に表れた結果となった。平成 20 年度も同じ傾向となり、遠隔地域に全く機能していない現状を何とか打開したいと考えた。

平成 21 年 3 月に、「県内公立図書館・公民館図書室の県立図書館に関するアンケート」を全市町村対象に実施した。協力貸出サービスの認知度では、図書館 100 % に対して、公民館では 2 館が知らないと回答した。また、県立図書館の蔵書をまとめて活用したいかとの問いに対しては、希望する館が全体で 47.2%、図書館全体で 36.8%、公民館全体で 58.8% であった。とりわけ遠隔地域の I 郡と H 郡の館から希望が多く、当該アンケートからも協力貸出の重点地域として位置づけるのに十分な結果となった。

3 平成 21 年度の取組

(1) 遠隔町村への協力貸出支援の方向性

平成 21 年 3 月には、和歌山県教育委員会から「和歌山県教育振興基本計画」並びに「和歌山県子ども読書活動推進計画」（改定）が策定され、子どもが読書に親しめる機会や環境の充実を図る気運が一層高まった。

当館でも、子どもへの読書活動推進を図る出発期として、乳幼児への読みきかせ、学校や公立図書館・公民館の要望で司書を派遣する出張講座を本格的に実施し、教職員・保護者・ボランティア等に対して、読み聞かせ・ワークショップ等の講話や実演を行い、地域における子どもの読書活動を支援する取り組みが始動した。

このような状況の中で、協力貸出は遠隔地域への利用を拡充すること以外に、目的の具体性に欠けていた。県立図書館を利用する上

で不利な立場にある対象を考えた結果、遠隔地域で公立図書館を利用できない“子どもへの読書支援”に、やはり行き着いたのである。

以上、貸出統計・アンケート結果・公民館図書室等の蔵書状況を前提に、遠隔地域の図書館未設置自治体かつその地域の子どもを対象として協力貸出支援の方向性を定めた。

該当町村へは、直接出向き、子どもへの読書活動に県立図書館の蔵書を最大限活用してもらおう趣旨で協力を求めていくことにした。また、遠隔地域で出張講座がある場合も依頼することにした。

(2) 成果ある制度利用の検討と課題

ただ、利用方法等をどのように行うかについては検討を要した。通常どおり、公民館図書室等を協力貸出の拠点にしても、子ども自ら利用するには困難であるため、子どもが常時いる場所をリクエスト窓口にした方が有効だと考えた。そこで学校との直接連携も検討したが、協力貸出の搬送先対象の問題と、読書拠点である公民館図書室等には地域住民が何を求めているのかを把握してもらう必要があると考え、学校一公民館図書室一県立図書館の連携による支援体制で話を進めていくことにした。無論、貸出先窓口は公民館図書室となる。

しかし、ここで問題になるのが町村の返却にかかる負担である。郵送や宅配便を使用している送料負担、もしくは公用車等で返却を行ってもらうしかないのである。物流面で町村の理解を得られなければ、この支援策も終わりになる可能性を含み不安はあったが、子どもたちに図書を届けたい固い意志だけは持って訪問することにした。

(3) 遠隔町村への訪問

まずC町の訪問では、公民館担当者と意見交換を行った。開口一番、「県立図書館から図書を借りていいのですか？」と問われ、当館が想像以上に認知されていない現実を目の当たりにして、危機感を持つとともに、現状打破への意欲が一層増したのである。

県立図書館の児童図書を学校と連携して地域の子どもたちに役立ててほしい意向を伝えると、担当者は地元小学校の校長先生と保健福祉センターの保健師さんに連絡して、急遽、校長先生にはお会いすることができた。校長先生は、図書の管理を心配しながらも、「子どもたちに良い図書を読ませたいので、ぜひ活用したい」とのことであった。保健師さんも後日、担当者とともに県立図書館を訪れ、赤ちゃん絵本の蔵書状況を確認の上、協力貸出の利用を決めた。

ここで、物流の説明となったが、担当者は「リクエスト図書の集約、町内広報等は公民館で全て行い、物流は公用車で返却に行くので心配ないです」と、連携窓口としての橋渡し役を快く引き受けてくれたのである。

次のK村へは、事前に必要な児童図書を聞いておいて、サンプル的に100冊を自家用車に積んで訪問した。片道約170km（3時間）の道のりであったが、移動距離が長い分、物流のことが余計気がかりになった。

意見交換は、教育長と教育委員会担当者で行った。K村は現在、読書拠点が地元小学校になっており、村民の出入りが自由ということで、学校との連携には都合が良かった。

担当者の案内で地元小学校の校長先生とお話することができた。校長先生は「学校の蔵書は新刊の比率が低く、子どもの読書意欲を欠く状況にある」として、サンプルに持ち込んだ100冊を学校玄関の図書コーナーに配置し、早速利用することになった。

物流面では、K村の担当者も協力的で、公用車等を使用する出張時に返却を行うとして、「子どもたちが図書に親しんでくれるなら容易いことです」と、C町と同様に快諾してくれたのである。

なお、出張講座における協力依頼でも、出席していた学校等関係者の利用要望があり、遠隔地域である2町（1図書館・1公民館図書室）から協力貸出の依頼を受けたのである。

(4) 遠隔町村への協力貸出開始

こうして、C町・K村等との連携による協力貸出がスタートした。子どもからのリクエストはともかく、どのような児童図書を提供すれば良いのか、司書でない公民館職員等にとって容易ではなかった。その点については、当館の児童資料担当者等も巻き込んで、選書に関する協力をできる限り行いサポートした。貸出期間も必要に応じて柔軟に対応した。また、C町からは、子どもたちの読書状況の報告を定期的に受けている。

後日、C町を再び訪問した際、地元小学校で一人の男の子が貸出図書を持って「この本めちゃくちゃ面白いで」と、身振り手振りを入れて熱心に内容を説明してくれたのである。思いがけない、とても嬉しい収穫であった。

また、当時のC町・K村の両担当者には本当に頭が下がる思いである。ただ子どもたちに図書を読ませたい一心で、県立図書館までの長い距離を、ひたすら図書を運ぶ裏方に徹している姿に、一担当者の思いによって、子どもの図書館に代わる読書環境は多少なりとも整備できると実感した。

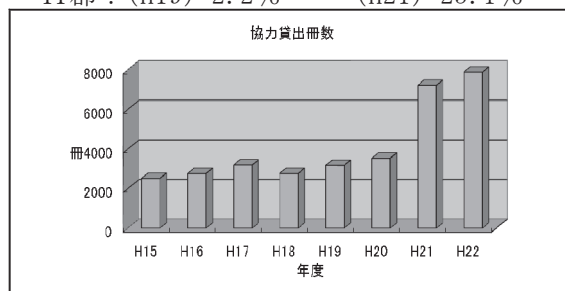
当館は、この協力貸出で遠隔町村の協力と連携を得ることにより、市町村への後方支援の基盤づくりができたのである。

(5) 平成 21 年度実績と県外図書館への訪問

平成 21 年度の協力貸出実績は前年の二倍以上となった。遠隔地域の利用率（貸出冊数）について、当該郡部への協力貸出冊数が全体比で平成 19 年度と平成 21 年度を比較した結果、以下の伸び率となった。

I 郡：(H19) 7.9% → (H21) 21.3%

H 郡：(H19) 2.2% → (H21) 25.1%



また、県外図書館の協力貸出の取り組みを参考にし、高知県立図書館に伺い、館長はじめ関係職員の方々には懇切丁寧な説明をいただいた。その中で「市町村窓口は県立図書館のサービスポイントである」との認識を示され、改めて県立図書館サービスとは何かを意識づけられた。よって、課題となる市町村の返却送料負担の解消が先決問題だと再認識することになる。

4 平成 22 年度の取組

遠隔地域への協力貸出が継続する中で、返却にかかる経費負担の問題が残されていた。来年度には、何とか県費による「宅配回収便」を新規に実施して、市町村に負担なく、協力貸出の利用促進を図りたいと考えていた。しかし、財政状況が厳しい中で、いかに予算確保を行うかが課題であった。

協力貸出の返却送料については、以前から市町村負担の解消を要望する意見はあった。今回、関係方面の協力もあって、当館では早々に来年度予算要求に宅配回収便を含むことで合意に達していた。

10 月には予算ヒアリングが始まり、宅配回収便は新規的要素であるため、詳細な説明を必要とした。中でも、返却経費は実績がない分、想定域を超えない算出に大変苦慮した。

ここで問題提起したのは、第一に県内の読書推進の観点から返却送料の市町村負担が障害となり地域格差のない県立図書館サービスが実現できない状況にある点、第二に県民が県立図書館の蔵書利用に返却負担をする可能性がある点であった。

事前に県内市町村立図書館・公民館図書室への調査を行い、「県立図書館の蔵書利用に返却送料が必要となる場合は、館負担か利用者負担か」との問いに、「利用者負担」（受益者負担）であるとの回答率（公用車等の利用で返却する市町村を含む）は、以下のとおり

で、全体で半数近い割合となった。

○図書館 18 館中 7 館 (38.9%)

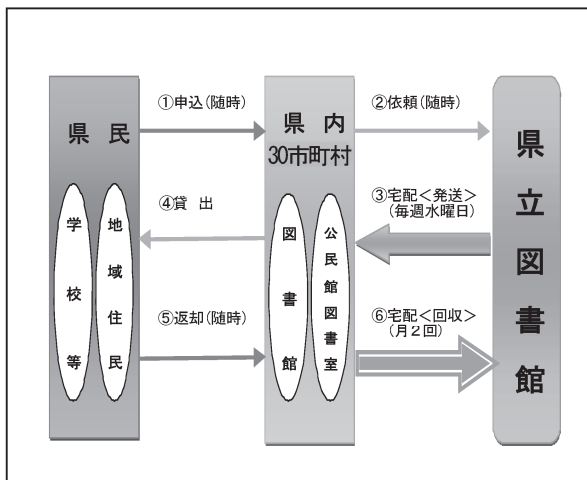
○公民館 12 館中 7 館 (58.3%)

○全 体 30 館中 14 館 (46.7%)

県立図書館蔵書を利用する上で、県民の利用格差を宅配回収便で解消していきたい意向を示し、ようやく制度の改定に至ることができたのである。

貸出の発送は従来どおり毎週 1 回、宅配回収便は毎月 2 回とした。また、業者宅配ルートの関係もあり回収先を 1 市町村 1 拠点の登録制とし、複数拠点を有する市町村については管内の相互物流による対応を依頼した。

年度末の 3 月には、来年度実施の県費による送料往復負担と宅配回収便についての説明及び協力貸出の利用促進のため、県内全市町村を訪問した。全ての市町村で送料負担の解消について歓迎していただけたことはうれしい限りであった。



5 平成 23 年度の取組状況

本年度は、協力貸出の広報に重点を置き、利用促進ポスターを作成して市町村立図書館・公民館に配付し、県立図書館の館内用にも作成して掲示を行っている。また、公民館職員にも制度が認知されるよう、県公民館大会においては「協力貸出利用案内」を配付し、さらに、市町村事務担当者会議等での協力貸出サービスの事業説明など、あらゆる機会において広報を行い利用の拡充を図っている。

広報が功を奏したのか、非利用であった 2 町

の公民館図書室から協力貸出の問い合わせがあり貸出しを行った。

遠隔地域の C 町については、公民館図書室が協力貸出の住民窓口として機能しはじめ、学校等との連携に限らず一般住民のリクエストにも対応して、貸出数もさらに増加している。

県費の送料往復負担で、積極的な広報が可能となり、制度理解による利用が広がる傾向にある。ただ、協力貸出を促進する上で、県立図書館蔵書の利用窓口として定着する拠点整備を、今後とも市町村と協力して着実に進めていく必要がある。

6 今後の課題等

物流確保＝宅配委託費の経費確保が第一の課題となる。厳しい財政状況にあって、市町村の動向も見ながら、今後新たな事業展開が必要になってくるかもしれない。

次に、図書館未設置自治体への継続した制度広報である。本県において、公民館図書室に専任職員はなく、担当者の異動もあることから、県立図書館の制度利用が中断する可能性がある。よって、利用メンテナンスを随時行う必要がある。

また、今回の台風 12 号により影響があった遠隔地域の協力貸出について、今後の状況と必要に応じた貸出支援を行っていきたい。

おわりに、図書館未設置町村の訪問で、行政の優先順位から図書館設置は難題であるとはよく聞く。事実、何らかの好機がなければ本県の図書館設置率も向上しないであろう。しかし、県立図書館として、設置・未設置に関係なく、県民への利用格差のないサービス提供に努める必要がある。よって、協力貸出の実態を県立単位で把握する上で、未設置自治体の現状等も調査範囲とし、本県と類似する他県とも課題を共有して、改善に向けての取り組みができるよう期待したい。

(和歌山県立図書館サービス課 松田公利)

【参考】

和歌山県立図書館 県内協力貸出細則

(目的)

第1条 この細則は、和歌山県立図書館利用規程第17条の規定に基づき、図書館協力の趣旨に沿い、県内の公共図書館等に対し、和歌山県立図書館（以下「館」という。）の図書館資料（以下「資料」という。）の協力貸出を行う場合に必要事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 次の各号に掲げる施設は、資料の協力貸出しを受けることができる。

- (1) 県内の公共図書館
- (2) 県内の公民館図書室又は教育委員会

(申請の手続)

第3条 協力貸出を受けようとする施設等（以下「借受施設等」という。）は、「貸出登録申請書（別記第4号様式）」を図書館の長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

2 借受施設等は、その登録事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を館長に届け出なければならない。

3 貸出しを受けるときは、「貸出申込書（別記第1号様式）」により郵送、FAX又は「和歌山県立図書館情報オンラインシステム」による自動貸出申込みで申し込まなければならない。ただし、これらの方法が間に合わないときには、電話による貸出希望を受け、館がその手続を代行することができる。

(貸出しをしない資料)

第4条 資料のうち次の各号に掲げるものは、貸出しをすることができない。

- (1) 貴重資料
- (2) 参考資料及び保存用郷土資料
- (3) 逐次刊行物及び視聴覚資料
- (4) その他館長が不適当と認めた資料

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めた場合、当該資料を貸出しすることができる。

る。

(貸出方法)

第5条 館は、貸出しする資料に返却期限日を記載した「貸出申込書」又は「貸出リスト」（和歌山県立図書館オンラインシステムによる貸出申込みの場合）を添付し、貸出しするものとする。

2 資料の貸出しは、「宅配便（小包荷物）」又は「ゆうパック（郵便小包）」、若しくは当該借受施設等職員への直接手渡しにより行うものとする。

(返却方法)

第6条 借受施設等からの資料の返却は、館が定める日程により、原則として拠点（1市町村1拠点）となる借受施設等に委託宅配業者が資料回収（以下「宅配回収便」という。）を行う。ただし、返却資料の梱包は借受施設が行う。

2 前項の宅配回収便による返却以外は、借受施設が「宅配便（小包荷物）」又は「ゆうパック（郵便小包）」、若しくは借受施設等職員から館職員への直接手渡しにより行うものとする。

(貸出し及び返却に要する経費)

第7条 貸出資料の発送及び返却資料の宅配回収便に要する経費は、館の負担とする。

2 前項以外に要する経費は、借受施設等の負担とする。

(貸出冊数)

第8条 資料の貸出冊数は、これを制限しない。ただし、館長が特に必要と認めたときには、これを制限することができる。

(貸出期間)

第9条 資料の貸出期間は、30日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めたときには、これを延長又は短縮することができる。

2 前項の貸出期間とは、来館の場合は貸出日から、宅配便等による場合は発送日から起算し、館に返却される日までの期間をい

う。

(利用方法)

第10条 資料の利用は、借受施設等の利用規則により行うものとする。ただし、館長が特に必要と認めたときには、これを制限することができる。

(借受施設等の責任)

第11条 借受施設等は、貸出期間中、貸出しを受けた資料に対するすべての責任を負うものとする。

2 貸出しを受けた資料の一部若しくは全部について、亡失又は著しく汚損、き損、滅失した場合、借受施設等は直ちにその事実を報告し、和歌山県立図書館利用規則第3条第5項の規定に基づき、同一正本等によりその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12条 この細則に違反した借受施設等については、貸出しを停止し、以後の貸出しを禁止することができる。

附 則

この細則は、平成7年9月17日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

鳥取県立図書館の協力貸出と相互貸借について

1 はじめに

最近、気になるコマーシャルがある。それは、ある宅配業者のもので、小気味よい音楽に乗せて「場所に届けるんじゃない、人に届けるんだ。」というキャッチフレーズが流れる。このフレーズを耳にする度に、「これって図書館の物流のことだ」と思うようになった。もちろん図書館の物流は、人を追いかけて行って 100% 手渡しするということはないのだが、資料（情報）を扱っている私たちが運んでいるものは、場所が求めているのではなく、そこに生活している人が求めているということを忘れてはならないと思う。『仕事の夢をかなえるために取り寄せられている資料』、『家族の病気を心配して、病状を調べるために申し込まれた資料』、『裁判で訴えられていて、類似の判例を調べるために取り寄せられる資料』等々。時に忙しいときなど、資料が、本や雑誌ではなく、石や鉄の塊のような『物』に見えてしまっていることはないだろうか。物流を考えると、それぞれが人の意志によって申し込まれ、待っている人たちがいるということを決して忘れてはならないと思う。

2 鳥取県内図書館への協力貸出について

(1) アナログの情報ハイウェイ

鳥取県立図書館の物流システムを一言で表すなら『アナログの情報ハイウェイ』というところだ。普通、情報ハイウェイと言えば通信網とデジタル技術を駆使し、ユビキタス社会を

現するというイメージだが、鳥取県の物流は、あくまでも人の手を介して実際の本や雑誌を運ぶ、いわばアナログの世界である。ただ、アナログなりに工夫し、早ければ約 1 日で資料が地元の図書館等に届く体制を整えている。この県域をカバーする物流体制は、2つの意味で日本一だと考えている。（これまでもそう公言してきたが、否定されたことがないのでそうであろうと信じている。そうではないという事例があればご紹介いただければと思う。）

まずは、そのスピードである。毎日午前 11 時迄に申し込みを受けた資料は、集められて梱包され、午後 3 時 30 分頃には、宅配業者の手によって当館から運び出される。通常はそれらの資料は、翌日には各図書館に配達されるため所要時間は実質 1 日（実際には、相手館の休館日等の兼ね合いがあり、数日かかる場合もある。）である。また、スピードを維持するためには、頻度も重要である。当館の場合、土日、祝日・休日に関係なく、年末年始の 6 日間（12 月 29 日～1 月 3 日）以外は、停電などの余程の事情が無い限り毎日資料を送り出している。

もう一点の特徴は、協力貸出機関の対象の広さである。全市町村（19 ヲ所）は当然であるが、それに加えて、私立・市立をとわず全高等学校・特別支援学校（38 ヲ所）、大学・高専（5 ヲ所）、類縁機関（7 ヲ所）、合計 69 ヲ所を支援対象としている。

		平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
合 計		76,350	78,323	83,408	84,572	77,704
内 訳	市町村図書館	29,081	32,304	35,056	39,912	38,307
	高等学校図書館	43,419	39,277	37,920	28,236	21,340
	特別支援学校図書館	1,605	3,985	6,333	6,824	7,786
	大学・協力機関等	2,245	2,757	4,099	9,600	10,271

※高等学校図書館への貸出冊数は、平成 18 年度をピークに減少している。これは、各校の蔵書充実のために予算措置がなされ、ある程度の資料が自館で対応できる状況になってきているものと思われる。

「早い」、しかも「毎日送る」という、きめ細かい支援が可能となっている要因の一つは、この支援対象の少なさである。全市町村数が19、全高等学校、特別支援学校数が38校というのは、鳥取県の小ささを示すものであり、我々の中では、逆のスケールメリットであると考えている。

※鳥取県内にある高等教育機関は、4年制大学が2つ（鳥取大学、鳥取環境大学）、短大が1つ（鳥取短期大学）、そして、高等専門学校が1つ（米子高等専門学校）であり、鳥取県立図書館は、これらすべてを協力貸出の対象としている。資料費がおよそ1億5千万円という鳥取大学でさえ、電子ジャーナルの費用負担、研究用の高額な資料の購入等のため、学生が一般教養などで学習するための資料費は不足がちであると聞く。当館の協力貸出はこの部分を埋めているシステムと考えていただきたい。毎日本を届けるシステムに加え、当館で直接貸出した本も、学校内の図書館で返却できるシステムを構築し、学生が使いやすい環境を整えたことが、多くの利用へとつながっている。

※現在、協力貸出を実施している関連機関は、男女共同参画センター、人権ひろばふらっと21、県立厚生病院図書室、県立中央病院図書室、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター、県立船上山少年自然の家、県立大山青年の家の7つである。貸出可能な機関としての要件は、資料1のとおり考えている。今年に入ってから新たに、県立船上山少年自然の家と県立大山青年の家に団体貸出の支援を始めた。今後も条件が揃えば、順次拡大していく予定で、近く、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの機械素材研究所及び食品加工研究所にも資料の配送を始める予定である。

（2）真に県内の中核図書館としての役割を果たすために

他県と同様、鳥取県立図書館も横断検索システムを構築し、多くの図書館の蔵書を一度に検索できる環境を整えているが、横断検索を構築

資料1

県立図書館の所蔵資料の

関連機関への貸出について

鳥取県立図書館

平成23年4月20日

県職員・県の機関等が職務の遂行や業務のために、県立図書館資料を利用しようとする場合、以下のような条件を付し、宅配システムや搬送車を活用した資料提供を行うこととする。

必要条件

- ・資料の利用を希望する機関は、所属内に図書借受・返却担当をおき、資料の貸出し依頼、未返却資料の督促、リクエスト図書の管理など一元的に行える体制を整えること。
- ・担当者の変更が生じた場合には、県立図書館に連絡すること。
- ・資料が紛失、汚損・破損した場合には、該当の図書を購入して返却することを原則とする。

実施要領

- 1 貸出を希望する機関は、所属長名で所定の用紙（様式2 貸出申込機能利用申込書）に必要事項を記入し、県立図書館に提出する。貸出対象の機関として認めるか否かは、図書館長の判断とする。
- 2 貸出対象機関として認められた機関に対しては、ID・パスワードを発行して、インターネット上から図書館システムへのアクセスを可能とし、このシステムを利用して貸出申込を行うものとする。
- 3 資料の貸出期間は、資料の移動期間を含み1ヶ月とする。
- 4 貸出冊数は、最大500冊とする。
- 5 県立図書館の館内閲覧用図書、郷土資料、貴重資料、和本等の貸出は認めない。判断の難しいものについては個別に協議・決定することとする。
- 6 貸出資料の各機関外での利用は認めない。
- 7 資料の返却にあたっては、直接県立図書館に返却するか、最寄の公共図書館（鳥取市立中央図書館は除く）を窓口として返却を行い、後者の場合には、担当者から各図書館に返却した旨を県立図書館宛に電話連絡すること。

ただけでは、ネットワークの要の役割を果たしているとは言えない。検索できた資料が活用

できなければ何の意味も持たない。

例えば、鳥取大学の図書館は、一般に開放され、市民も活用できる環境が整っている。その上に、県内の図書館を通して借り受けることができる環境が当たり前で整備されている。数年前の鳥取県図書館大会で、とある高校の司書から投げかけられた「鳥取大学の資料を高等学校へも貸出して欲しい」という要望は、その後学内で検討され、現在は門戸が開かれている。県立厚生病院図書室がオープンする際には、一般書は地元の倉吉市立図書館が支え、少し高度な医学書などは県立図書館が支え、最新の医学情報については、鳥取大学附属図書館が支えるという、館種を超えた連携の話が、ほんの1ヵ月余りでまとまった。

「資料(費)」、それは地域の発展のために投下された投資である。投資された資料が真に活用され、多くの人の幸せに寄与するためには、効率的・効果的にそれらの資料が活用できる環境整備を行うことが必須である。無論、協力関係とシステムを構築し、維持していくことは簡単にはできない。長い時間をかけて、双方の立場と機能を理解し、(できない理由を探すのではなく)できる方法を見出してきた努力があったからこそ、現在の状況が生まれて来たと言える。手前味噌な話だが、鳥取県内の公共図書館・大学図書館等との連携の成果は素晴らしい。当館もその中核を担う館の一つとして、覚悟をもってネットワークの維持に貢献したいと考えている。

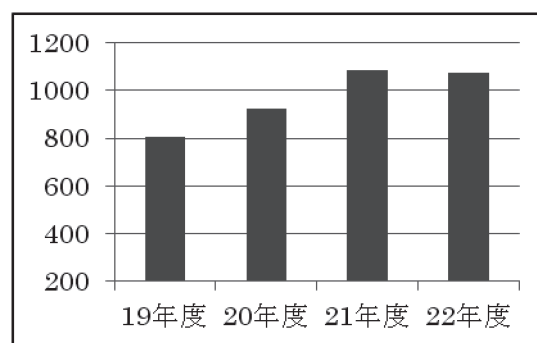
(鳥取県立図書館 支援協力課長 小林隆志)

3 他の図書館からの借受

当館が他の図書館から借り受けた資料の冊数は、この4年間で約3割増加している。地域別で見ると、県内の図書館からが約4割、中国地区内からが約3割、その他の地域が約3割となっている。

表2 他の図書館からの借受冊数

年度	県内	中国地区	その他	合計
平成19年度	304	246	253	803
平成20年度	386	225	313	924
平成21年度	434	281	371	1,086
平成22年度	416	354	308	1,078



県内の公共図書館の蔵書は、鳥取県内図書館横断検索システムを利用し、検索および貸出申込を行っている。また、大学図書館等の蔵書検索は、鳥取大学附属図書館が運用している鳥取県内の大学図書館等の横断検索システムを利用している。

鳥取県では分担収集を行っているわけではないが、県立図書館で所蔵していない資料を県内の市町村図書館が所蔵している場合も多く、当館が借り受ける資料の冊数も年々増加している。また、利用者の間にも、県内の図書館の所蔵状況を横断検索システムで検索することが徐々に浸透してきており、相互貸借の増加につながっている。

県内の図書館間の相互貸借は、大学等の図書館も含めて県立図書館の搬送便を利用しているため、市町村図書館、大学図書館等には搬送費用の負担はない。

当館の目安として、概ね5年以内の出版物についてはなるべく相互貸借は行わないように考えているが、平成22年度の借受資料の実績を見ると、5年以内の出版物が約25%あり、必ずしも方針通りにはできていない。ただ、その場合でも、できるだけ県内の図書館で借りるよ

うに考慮している。

県外の図書館との貸出数、借受数を比較するとほぼ同数であるが、平成 22 年度の中国地区内図書館との比較では、借受数が貸出数を上回っている。なるべく近隣の図書館から借り受けるというのが相互貸借の原則ではあるが、中国地区内は搬送費用が片道負担なので、逆に心苦しい面がある。また、単に経費の問題だけでなく、梱包などの発送の作業量を考えると、安易に相互貸借に頼らず、どこの図書館も、自館の資料収集について常に検証していく必要があるのではないかと感じている。

4 県外の図書館への貸出

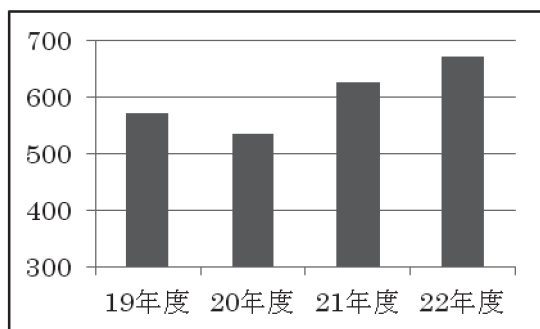
当館の資料を県外の図書館へ貸出した冊数は、この 4 年間で約 2 割増加している。また、全体の貸出数のうち、約 1 割が郷土資料である。貸出数の増加にともない、職員の業務量も増大している。

地域別にみると、中国地区内からの申し込みが半数以上を占めるが、地区外からの申し込みも約 4 割ある。地区外からは、やはり東日本よりは西日本の図書館からの依頼が多い。

表 3 県外図書館への貸出冊数

年度	中国地区	その他	合計
平成 19 年度	303	268	571 (51)
平成 20 年度	267	268	535 (65)
平成 21 年度	333	294	627 (47)
平成 22 年度	363	309	672 (65)

※ () は郷土資料 (内数)



貸出資料の内容は様々であるが、近年の特徴としては、貸出可能な図書館が当館以外にあまりないという理由で依頼が来る事例が増えている。当館では参考図書的な資料でも禁帯出にしていないものが多いので、そのような点が反映されているのかもしれない。なお、郷土資料の相互貸借は館内閲覧のみに限定している。

以前は、地区内の図書館の所蔵を確認せずに総合目録ネットワークの検索のみで安易に依頼してきていると思われる申込が時折見受けられたが、最近はこのような事例は少なくなっているように感じる。

貸出資料を出版年別に見ると、約半数の資料は出版年が 2003 年以降であり、近年出版された資料の依頼が多いことが分かる。特に、ここ 1、2 年の内に出版された容易に入手可能と思われる資料の依頼が来ることがあり、相互貸借のルールがまだ徹底されていない図書館がある。当館では、自館で提供可能な資料は、出来るだけ自館で対応するというのが原則と考えているがどうであろう。なお、当館では発行から 1 年以内の新刊図書は相互貸借の対象外としている。

資料費が削減される図書館が増える一方、総合目録システムや横断検索システムが整備され、利用者の望む資料を提供する手段として相互貸借の位置付けはますます大きくなっていくと思われるが、本来の相互貸借の考え方である平等互惠の精神を忘れずに行っていくことが大切であろう。また、利用者が、申込をした最寄の図書館ではなく、相互貸借資料の所蔵館に直接問い合わせや依頼等を行うケースもあり、トラブルの原因となっている。利用者に対しても、相互貸借の仕組みや理念について理解してもらう努力も必要であると考えます。

(鳥取県立図書館 情報相談課長 野沢 敦)

高知県立図書館の相互貸借・協力貸出に関する基盤整備の取り組みについて

1 はじめに

高知県立図書館では平成18(2006)年度より、県立図書館と県内の図書館・公民館図書室、その他関連施設を結ぶ物流体制の整備に取り組んできた。これは県内図書館間の相互貸借・協力貸出に要する費用を県立図書館が全額負担することにより、県内全域の図書館サービス向上と県立図書館の市町村支援機能の強化を目指したものである。取り組み開始から5年が経過し、相互貸借利用冊数などで一定の成果を挙げつつある一方、課題も残されている。本稿では、高知県の相互貸借に関する現状について報告したい。

2 事業開始の経緯

高知県立図書館が物流体制整備に力を入れ始めたのは、何よりも高知県の図書館が他県に比して劣悪な状態に置かれ、十分なサービスが行えていないという背景があったためである。

(1) 全県的な問題点

高知県内の公共図書館の予算は、例年全国の下位レベルで推移している。『日本の図書館2006』によると、2006年度資料費は県立図書館が3150万円で全国最下位、市町村立図書館が1億4215万円で43位であり、同じく2010年度版では県立図書館が3064万円で42位、市町村立図書館は1億1925万円で最下位となっている。しかも市町村予算の半分程度は高知市立市民図書館1館で占めている。通信費に関してはデータが残っていないため明確には言えないが、図書館職員の研修会等の場では、「送料が負担できないので相互貸借は依頼できない」「利用者に対して積極的には相互貸借のことをPRできない」という声が恒常的

にあがっていた。また図書館システムを導入している館が少なく、横断検索システムの整備も不十分であったため、所蔵館探しもスムーズには行えなかった。

どの図書館も利用者の読みたい本を十分に提供できていないのが実態であり、図書館利用が低迷する一因となっていた。

(2) 県立図書館の問題点

他県では県立図書館が協力車を運行し物流に活用しているケースが多いが、高知県では現在でも移動図書館(BM)を運行しており、協力車には移行できていない。BMの各ポイントへの巡回頻度は2~3ヶ月に1回程度であり、小まめに図書館間を繋ぐ手段は持っていない。平成18年当時の対市町村担当部署の業務は、ほぼBMへの乗務で占められており、県立図書館の重要な役割である「市町村図書館支援」はあまり機能していなかった。蔵書も都道府県立図書館としては貧弱で、市町村をバックアップしきれないのが実情であった。

(3) 市町村図書館の問題点

県内の市町村図書館は資料費に加え人員面でも厳しい状況に置かれている。職員数1~2名の図書館や、専任職員がおらず限りなく公民館に近い図書館など、相互貸借に対応する余力がない図書館が少なくない状況である。

3 事業の内容

こうした高知県および県立図書館の状況を少しでも改善しようと取り組んだのが物流体制の整備である。

開始当初の事業の概要であるが、高知市を除く各市町村に1ヶ所以上の物流ポイントを設けることとした。ポイントとなる施設は公

共図書館、公民館図書室、市町村教育委員会等、地域住民に開放されている有人の施設である。

配送は週1回宅配便によって行い、それに要する費用は全額県立図書館の負担とした。送料は従量制である。ただし高知市立市民図書館と県立図書館の間の本の配送は、距離が近いこともあり、経費節約のため県立図書館の職員が別途行うこととした。

借受依頼その他の手続きは当事者間で行うが、荷物は市町村間の貸借も含めて、すべて県立図書館経由で発送する方法で行うことで、各ポイントの利用状況の把握を行うようにしている。図書と同梱であれば図書館だよりやイベントのチラシ類の送付も認めており、広報活動への活用も可能である。

市町村側には参加の条件として、利用者へのサービス周知、資料の適正管理、県立図書館の遠隔地返却の窓口となることの3点をお願いした。職員がおり、蔵書検索のできるインターネット端末とFAXさえあれば利用できるシステムとし、できるだけ市町村側に労力の負担がかからないよう留意した。

また、平成20年7月の四国地区公共図書館連絡協議会において、高知県内の市町村図書館が徳島・愛媛・香川の各県立図書館から資料を借受・返却する際は、高知県立経由で送付することについて了承をいただき、四国3県立との相互貸借も無料で行えるようになっている。これは正式な協定に基づくものではなく、取りあえず1年間の試行という形でスタートした方法だが、現在のところ大きなトラブルも発生していないため、継続して行われている。

この他、平成19年から23年の間に県内3大学図書館（分館含め5館）と相互協力に関する協定を締結し、煩雑であった大学図書館との相互貸借の利便性を向上させるなど、館種を超えた図書館ネットワークの構築にも努めた。この協定も物流体制があったからこそ実

のあるものになったといえる。

4 子どもの読書活動支援員の配置

物流体制の整備と直接の関係はないが、協力貸出の利用に影響のあったのが、高知県教育委員会が実施した「子どもの読書活動支援員配置事業」である。これは、県内13の図書館未設置町村と、合併に伴い設置町村となったものの厳しい読書環境に置かれている4地域に県が雇用した読書活動支援員（以下「支援員」）を配置し、本と住民をつなげる環境作りを目指したもので、平成21年度から3ヵ年計画で実施されている。緊急雇用対策という制度の都合上、支援員は最長1年契約であるが、自治体によっては2年目以降、町村の臨時職員等の形に切り替えて継続雇用するなど活用されている。名称は「子どもの」となっているが、実際には多くの支援員が地域全体の読書環境改善に意欲的に取り組んでおり、県立図書館と地域住民をつなぐ重要な役割を果たしている。

自治体によって勤務形態や施設環境に差があるため、利用率の多寡はあるものの、支援員が配置されたことで休眠状態から目覚めた公民館図書室も多い。

5 事業の実績

事業開始以降、物流ポイントの変遷等はあるつつも、物流網整備は着実に進んできた。担当者の営業活動が実を結び、平成23年1月には最後の物流空白自治体にも対応施設ができ、全市町村に計60ヶ所のポイントを設けることができた。

その結果、相互貸借利用冊数は順調な伸びを見せている。県立図書館から県内図書館等への貸出冊数は平成16年度が3,928冊であったのに対し、平成22年度は19,201冊と約4.9倍の伸びとなっている。

＜県内団体への貸出冊数の推移＞

年 度	貸出冊数	備考
平成16	3,928 冊	
17	5,018 冊	
18	11,414 冊	物流便開始
19	15,225 冊	
20	15,196 冊	
21	11,847 冊（＊）	支援員配置
22	19,201 冊（＊）	

（高知県立図書館要覧による）

平成16～20年度の数字は図書館、学校、市町村教委など全団体への貸出冊数、平成21年度以降は図書館以外の団体への貸出は除いて統計を取っているため一見数字が下がっているが（＊）、全団体への合計貸出冊数を見ると21年度が21,282冊、22年度は37,028冊となっている。数字からも、物流体制の整備・支援員配置の効果が大きかったことが窺える。

市町村図書館について見ると、平成21年度の借受冊数は11,446冊で、平成16年度2,444冊の約4.7倍と、こちらも大幅増となっている（全公図調査による）。貸出冊数に関しては16年度のデータが少ないため比較が難しいが、すべての館で相互貸借に関する業務量が「非常に増加している」もしくは「やや増加している」と回答していることから、こちらも増加しているものと思われる。また、平成16年度には40冊程度に過ぎなかった県外図書館との貸借は、21年度には400冊を越えており、こちらは四国3県立図書館間の送料無料化の効果が表れているといえるだろう。

市町村図書館以上に大きな変化があったのが図書館未設置町村の図書室である。これらの図書室で専任職員や資料費が充てられていることは稀で、大半は無人の部屋に古い本が置かれ、利用者が来たときだけ兼務職員が対応するという状態であった。こうした図書室に支援員が配置され活動する中で、県立図書

館から一度に50～100冊程度の図書を協力貸出でまとめて借り受けてテーマ展示を行ったり、相互貸借のサービスをPRして利用を伸ばす図書室が出てきた。例えば県北部、本山町の公民館図書室は、支援員配置以前は施錠されほとんど利用のない施設であったが、支援員の努力の結果、平成22年度には2,766冊を県立図書館からの協力貸出で借り受け、5,136冊の個人貸出を達成した。中西部の津野町でも、町内2つの図書室合わせて2,000冊を超える協力貸出を利用し、個人貸出は5,681冊となっている。こうした利用は、送料が相互負担であった時には不可能であったと思われる。

大学図書館については、協定締結以前はほとんど連携が取られていなかったが、現在では各校年間約100冊から1,000冊程度の資料のやり取りが発生している。大学側にとっては一般書の借受、県立図書館側にとっては遠隔地返却の需要が今のところ大きい。最近では学生を大学図書館に呼び寄せるため、県立図書館の資料を使って展示を行う動きが目立ってきている。

こうして図書館、公民館図書室、大学図書館共に物流便の活用が進んだ結果、物流取扱冊数は平成21年度が40,757冊、22年度が68,894冊と順調に推移している。平成23年度からは利便性向上のため、県立図書館からの発送回数を暫定的に週2回に増やしている。予算の制約があるため冊数が多い場合に限った運用となっているが、利用者の待ち時間短縮の他、市町村職員の作業労力の分散にもつながっているようである。

6 問題点と今後の取り組み

以上のように相互貸借・協力貸出の増加や公民館図書室の活性化に一定の成果を挙げている物流体制整備であるが、一方で課題も残されている。

一つは、以前に比べれば各図書館とも活性

化し利用も伸びているが、それぞれの図書館がより体力をつけ自立度を上げていくまでには至っていないという点である。

先に述べたように県内図書館の資料費は過去から現在に至るまで全国最下位レベルのため、蔵書の蓄積が十分ではなく、新刊書の購入冊数も少ない。本来ならば購入することが望ましい資料、自館所蔵であればより利用アップにつながる資料も相互貸借での対応に流れがちである。その結果として、蔵書数の多い一部図書館へ貸出依頼が集中し負担がかかっている。例えば平成21年度、高知市立市民図書館では借受冊数29冊に対し、貸出冊数は936冊となっている。一方で、A市立図書館は借受2,258冊に対し貸出47冊、B市立図書館が借受1,298冊に対し貸出16冊、C市立図書館が借受649冊に対し貸出11冊などとなっている。町立図書館クラスになると大部分が専ら借受利用である。利用者数・資料費とも高知市に一極集中している現状ではやむを得ない面があるとはいえ、非常にバランスを欠いた状況となっている。

こうした状況の改善には、貸出利用の増加を自館の資料費増額・蔵書充実へとつなげていく取組みが重要であるが、財政難の折でもあり、各館の資料費は停滞または減少傾向である。全公図調査でも相互貸借を利用する理由として「資料購入費が少ないため」をあげた図書館が24館中14館と半数を超えている。

どの図書館にとっても財政難・利用者ニーズの多様化等に対応するために相互貸借は不可欠であり、基盤整備をより進めていくことは当然であるが、同時に「相互貸借が無料化して貸出が伸びた」で完結せず、相互貸借の増加数を自館の資料の不足度を測る指標と捉え、各館が地力をつけていくという視点も、県全体の図書館サービス充実のためには必要と思われる。

幸いこの1～2年で図書館システムを導入する図書館が増え、蔵書検索が容易になって

きたことから、貸出と借受のアンバランスは徐々にではあるが改善されつつある。こうした環境整備の動きが資料費、蔵書の充実にも及ぶことが望まれる。

もう一つの課題は人員の確保である。協力貸出冊数増加の要因の一つが支援員配置にあることは述べたが、この制度は今年度で終了となり、来年度以降の図書館未設置町村の人員体制は未定である。以前のような町村教委職員等の兼務ではきめ細やかな利用者対応が難しく、せっかく住民に定着し始めた図書室利用が後退してしまう可能性が大きい。継続的な専任職員の配置が急がれており、県教委では「教育版地域アクションプラン」による支援員の継続雇用（県費による半額補助）を町村に働きかけている。

今後の取り組みとしては、発送回数を段階的に増やしていくことを計画している。県立図書館は平成27年度に高知市立市民図書館との共同運営による新館開館を目指している。新図書館では市町村図書館支援が柱の一つとなっており、開館に向け、毎日発送の実施や、県民の要望に対応できるだけの蔵書の拡充が求められている。また、県立高校に対しても物流システムの周知を図り、学校支援を強化していくことも検討されている。

以上のように、この5年間で物流体制という「システム」は何とか軌道に乗ったが、「資料」と「人」の面ではまだ多くの課題が残されている。これらの問題に総合的に取り組むことで、県内どこに住んでいても等しく図書館サービスが受けられるよう、更なる環境改善を図っていきたい。

(高知県立図書館支援協力担当 尾形千晶)

福津市立図書館における相互貸借について

1 はじめに

平成4年の開館以来長きに渡り、近隣はもとより県内各地の図書館との間で貸出よりも借受数が圧倒的に多かった当館が、今年度に入りようやくその数が同程度となり、他自治体の図書館にとっても役に立つ図書館へと変貌を遂げたわけである。

その理由についておおまかに述べる。

2 館の概況

福津市は福岡都市圏に属する人口5万6千人の市である。平成17年1月に津屋崎町と福間町が合併し福津市となった。福津市立図書館は合併前の平成4年、福間町立図書館として開館し、現在にいたっている。分館はない。現在の資料費は、年間約2,000万円である。

3 これまでの経緯

福岡県の公共図書館を結ぶネットワークとして始まった「FLネット」を経て、平成18年11月、現在の福岡県図書館情報ネットワークがスタートした。スタートと同時に当館も加入したが、この時点では当館の所蔵データの提供は行っていなかった。

平成19年6月、所蔵データの提供を開始。しかし、資料番号や請求記号、巻号が表示されないなど、相互貸借を依頼する館にとって手間のかかる不完全なデータだった。

平成22年11月、当館の図書館システム更新により、所蔵データが詳細に表示されるようになった。

4 現状とその分析

(1) 予約件数に占める借受の割合

過去5年間の状況は表1のとおりである。

表1 予約件数に占める借受の割合

年度	予約数	借受数	予約受付数に占める借受の割合
H18	10,291	950	9.23%
H19	10,829	1,263	11.66%
H20	11,231	1,366	12.16%
H21	12,237	1,758	14.36%
H22	12,303	2,000	16.25%

予約件数は、緩やかな増加傾向にあるといえる。借受の割合も平成18年度には9.23%であったのが、毎年少しずつ上昇し、平成22年度には16.25%となっている。その理由として、予約件数の増加に伴い予約資料の内容が多様化し、借受冊数の増加につながっていると考えられる。

(2) 貸出数と借受数の比較

過去5年の状況は表2のとおりである。

表2 年度別 貸出・借受数の比較

年度	貸 出		借 受	
	冊数	対前年比	冊数	対前年比
H18	161	—	997	—
H19	621	3.86	1,274	1.28
H20	817	1.32	1,383	1.09
H21	891	1.09	1,710	1.24
H22	931	1.04	2,024	1.18

平成18年度と19年度を比較すると、貸出の伸びが前年比3.86倍と顕著である。これは、平成18年11月に福岡県図書館情報ネットワークに加入したためと思われる。

次に、平成 22 年度から平成 23 年度にかけての月別統計を見てみる。

表 3 月別貸出・借受数の比較

年度	月	貸出	借受
H 22 年	11 月	59	179
	12 月	44	178
H 23 年	1 月	51	180
	2 月	102	165
	3 月	142	197
	4 月	168	194
	5 月	147	135
	6 月	136	170
	7 月	172	167
	8 月	167	130
	9 月	197	163
	10 月	187	175
	11 月	174	136

表 2【年度別 貸出・借受数の比較】では、どの年度も借受が貸出を大きく上回っていたが、表 3【月別 貸出・借受冊数の比較】を見ると、平成 23 年 2 月から徐々に貸出数が増加し始め、今年度（4 月－11 月）は、平均するとほぼ同数である。

貸出数が増加へ転じたこの時期は当館の図書館システムの更新時期とほぼ同じである。それまで、ネットワークの検索でヒットするものの、データが不完全で、依頼時に入力が必要である資料番号や請求番号が表示されないなど、依頼に手間がかかって敬遠していたが、図書館システムの更新により、他の館と同様の作業で依頼できることが徐々に浸透し、依頼が増加へと転じたのではないかとと思われる。

相互貸借の依頼が増えた理由として、もう一つ考えられるのは、資料費削減が行われた自治体が多い中、福津市においては、削減幅が小さく（過去 5 年間、資料費予算は約 2,000 万円で

推移）今までどおりの購入を続けられたためではないかと思われる。

現在、当館の相互貸借を行う上で必要不可欠なのが福岡県図書館情報ネットワークと福岡県立図書館が運行する配送システムである。福岡県図書館情報ネットワークは、福岡県内の公立図書館をつなぐネットワークで、横断検索、借受依頼、貸出受付、情報発信などができるシステムである。県立図書館が運行する配送システムは、福岡県立図書館が委託した配送業者が定期的に県内の公立図書館・大学間の相互貸借資料を配送するシステムである。各自治体からの経費負担はなく、原則、集荷・配送とも週一回である。

5 相互貸借の内容

(1) 借受について

主に古い資料や専門的な資料について、福岡県図書館情報ネットワークを利用し、検索・依頼を行っている。県内図書館に所蔵がない場合は、国立国会図書館の総合目録ネットワークを利用し、県外の図書館へ依頼している。

依頼先はそのほとんどが県内の図書館である。（表 4 参照）

表 4 借受冊数(県内・県外別)

年度	県内(割合)	県外	借受合計
H 18	921 (92.3%)	76	997
H 19	1,083 (85.0%)	191	1,274
H 20	1,320 (95.4%)	63	1,383
H 21	1,645 (96.2%)	65	1,710
H 22	1,912 (94.5%)	112	2,024

県内の図書館との相互貸借に関しては、県の配送システムを利用するので、郵送料はかからないが、県外図書館との相互貸借に関しては、借受時に郵送費が発生する。そのため、ある程度まとめて依頼し、郵送料の軽減に努めている。

(2) 貸出について

新着資料や郷土資料、人気のある資料などを除き、受け付けしている。貸出先のほとんどが県内の図書館であるため（表5参照）、申込は福岡県図書館情報ネットワークを通して行われる。原則、受付した当日に確認・予約・貸出手続きを行う。

表5 貸出冊数 県内・県外別

年度	県内 (割合)	県 外	貸出 合計
H18	158 (98.1%)	3	161
H19	620 (99.8%)	1	621
H20	811 (99.2%)	6	817
H21	872 (97.9%)	19	891
H22	909 (97.6%)	22	931

6 おわりに

相互貸借は、図書館同士の協力・連携なくしては成り立たない。

各自治体の予算で資料を購入している以上、各図書館の利用者を優先するのもやむを得ない。各々の事情により、貸出・借受数の違いはあるだろう。その上で、いかに図書館間で協力していけるか。それぞれの立場で、お互いが納得して気持ちよく貸し借りできるよう心掛けたい。

(福津市立図書館 図書サービス係 田中康恵)

参考資料（規定等）

福岡県図書館協会相互貸借規程

(目的)

第1条 この規程は、福岡県図書館協会に加入する図書館協議会の図書館等（以下「図書館」という。）が所蔵する図書館資料（以下「資料」という。）の相互貸借を円滑に行い、もって図書館サービスの充実を図ることを目的とする。

(貸借資料の範囲及び冊数)

第2条 相互貸借を行う資料の範囲及び冊数は、資料の貸出を行う図書館（以下「貸出館」

という。）が定める利用規則等によるものとする。

(貸借資料の利用制限)

第3条 借受資料は、資料の貸出を受ける図書館（以下「借受館」という。）の利用規則等により利用するものとする。ただし、あらかじめ貸出館の指示がある場合には、その指示に従うものとする。

(貸出期間)

第4条 資料の貸出期間は、貸出館が貸出した日（発送した日）から当該資料が貸出館に到着する日までとし、原則として1ヶ月間とする。ただし、貸出館が認めたときは、この期間を延長することができる。

2 貸出期間中であっても、貸出館の返却要請があったときは、ただちに返却しなければならない。

(貸出手続)

第5条 資料の貸出申込は、別紙様式により、郵送等、ファクシミリ又は電子メールにて申出を行うものとする。ただし、貸出館が定めた様式及び手続がある場合には、その指示に従うものとする。

(資料の送付)

第6条 資料の送付方法については、貸出館の定めるところによるものとする。

2 資料の送付に当たっては、資料が破損しないよう梱包に留意するものとする。

(経費の負担)

第7条 相互貸借に伴う資料の郵送等に要する経費は、すべて借受館が負担するものとする。ただし、双方の図書館で合意に達した場合には、この限りではない。

(借受館の責任)

第8条 借受館が借受資料を紛失したときは、貸出館の利用規則等の定めるところにより、弁償の責任を負うものとする。

2 借受館が借受資料を破損したときは、貸出

館と協議してその措置を決めるものとする。

(その他)

第9条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議するものとする。ただし、個別事項については、貸出館及び借受館の両者協議のうえ決定するものとする。

附則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

佐賀県立図書館の相互貸借と物流整備

1 はじめに

古川康佐賀県知事の“マニフェスト 2003”でスタートした佐賀県の「図書館先進県づくり」。

“マニフェスト 2007”では「図書館先進県づくり」に、具体的な数値目標が掲げられ、ステップアップの取り組みを始めた。「使おうビッグライブラリー 県は一つの大きな図書館」をキャッチフレーズに佐賀県立図書館では、さまざまな方策に取り組んできたところである。

今年度発表された“マニフェスト 2011”にも、図書館機能の充実が盛り込まれ、更なる取り組みの推進を図ることとしている。

2 配送システムの変遷及び相互貸借の拡充

(1) 2003 マニフェスト前

県立図書館に貸出依頼のあった資料は、約1箇月に一回のペースで、県立図書館の職員が配本車を利用して、配送し、利用者の手元に資料が届くのは、早くても1週間、遅い場合は最長2箇月の期間を要していた。

(2) 2003 マニフェスト後（平成15年度～）

平成16年度から、県の行政文書配送システム「以下「通送便」という。」を利用して、県立図書館から各市町村庁舎へ週3回の配送を行うこととした。各市町村庁舎から図書館までの配送手段は、各自治体により異なるが、利用者の手元に届くまでの時間を最長4日程度へと短縮した。これを機に、各自治体の広報誌等で相互貸借のPRを行い、住民が地域の図書館に所蔵していない資料を、県立図書館から取り寄せることができる「相互貸借」の制度の周知を積極的に行っている。

平成16年12月には、県内公共図書館等横

断検索システム（以下「横断検索システム」という。）が稼働し、県内の公共図書館の資料所蔵検索が容易になった。平成17年3月には、佐賀大学図書館をはじめとする、県内の大学図書館6館も横断検索システムにも参入し、ネットワークの拡大を図った。

市町村合併等により、平成18年度から通送便の回数が週3回（月・水・金）から、週2回（火・金）へと減少した。このため、週1回は宅配便で補完することで、これまでの利便性を維持させた。相互貸借の利用頻度の高い図書館及び各市町村庁舎との距離が一定以上の図書館、合わせて12館を通送便の配送先機関に指定することにより、直接図書館等への配送を可能とした。

(3) 2007 マニフェスト後（平成19年度～）

平成20年度からは週2回（火・金）の通送便のみとなり、利用者の手元に届くまでの時間は最長4日程度となった。

平成22年度には、平成16年に稼働した横断検索システムの更新に伴い、横断検索機能に加えて、相互貸借システムとコミュニケーション機能を追加する。このシステムは、横断検索の検索結果の画面から、直接、所蔵館に対して相互貸借の依頼ができるシステムであり、利用者を目前に対応しながらの資料検索、貸出依頼の処理が可能となる。これまで、各館の図書館システムの仕様によっては、横断検索システムに参加できない館もあったが、この更新により全館が参加できる仕様へとなり、県内公共図書館全館の横断検索が可能となった。

ア 相互貸借の強化・拡充

○学校への支援用図書セットの貸出（平成20年度）

県立図書館では、調べ学習や朝の読書に利用できるよう学校支援図書セットを整備し、県内小・中・高校へ宅配による貸出しを開始している。小中学校を支援するのは、地域の公共図書館という考えのもと、県立図書館は、その後方支援として市町図書館を支援するスタンスである（参考資料1）。資料の運搬についても、県立図書館から市町図書館へ配送し、市町図書館から学校図書館へ届ける（自治体によっては、学校図書館が市町図書館へ取りに行く等、様々である）仕組みをとっている。この学校支援用図書セット貸出の件数を加算しているため、平成20年度以降は、相互貸借件数に大幅な増加が見られる。（参考資料2表②）

○新設図書館への一括貸出（平成21年度）

佐賀県では、平成20年度から22年度の3箇年で、4市町で8館の図書館（分館含む）がオープンした。このうち玄海町と神埼市は、公民館図書室が条例の設置により公共図書館となったもので、資料の拡充のため、県立図書館から一括貸出を行っている。（参考資料2表③）

イ 物流システムの強化（平成22年度）

○物流システムの導入

県内の公共図書館及び公民館図書室が所有する図書資料を広く県民に提供し、利用者サービスの向上を図るために、佐賀県公共図書館図書物流システム（以下「物流システム」という。）の運用を開始した。

3 物流システムの整備・構築

（1）構築に至った背景と経緯

県内全市町の公共図書館等からなる佐賀県公共図書館協議会（加盟館：21館）において、平成21年1月、「佐賀県公共図書館の設置及び運営に係る今後の方策」（参考資料4）が策定された。この方策の複数の項目において課題として掲げられていた「図書の定期的物流」は、最重点項目として、策定の翌年度（平成

22年度）、同協議会において具体的な対策と検討すべく担当者会議を開催することとなった。この担当者会議は年3回開催され、現在の佐賀県公共図書館図書物流システムを構築した。県内の全ての公共図書館が一つとなって作り上げた大きな財産である。

ア 会議等の開催状況

- ・佐賀県公共図書館の設置及び運営に係る今後の方策策定（平成21年1月）
- ・第1回館長会議（平成21年5月）
「物流システムの提案」
- ・第1回担当者会議（7月）
「構築・運用に係る影響（デメリット）の洗い出し」
- ・文書照会（7月）
「担当者会議で出された影響の意見と対策」
- ・第2回担当者会議（9月）
「デメリットの対応策と今後の方向案協議」
- ・第3回担当者会議（平成22年2月）
「今後のスケジュール、運用協定等について」
- ・企画コンペ（平成22年3月）
- ・平成22年4月 運用開始

（2）システムの概要

相互貸借資料等については、これまで通送便により、週2回配送していたものを、週3回の集配機能を持たせた独自の物流体制により、他館への相互貸借依頼資料が、最短で申込みから翌日には手元に届く仕組みを構築した。（イメージ図参考資料3）

このシステムにおいて県立図書館は集配機能を持たず、宅配の業者側に、集配機能を持たせたことにより、市町図書館間における資料貸借が県立図書館を経由せず、直接市町図書館同志でのやりとりが可能となった。

（3）物流システムに係る経費負担

県立図書館は、県内の公共図書館及び公民館図書室間の物流を構築する役割を担うとい

う考えにより、全額県費で負担している。

(4) 予算及び決算額

平成 22 年度予算 2,400 千円

(積算根拠 800 円×3 回×50 週×20 館)

平成 22 年度決算 2,084 千円

平成 23 年度予算 2,400 千円

4 取組みの成果と今後の課題

物流システムの稼働により、県内のどの図書館から借り受けても借り受ける図書館によって、申込みから受取までに要する時間に差はなくなり、最短の時間で手元に届けることができるようになった。県内図書館の蔵書だけで、利用者の求めに応じた資料がどのくらいカバーできているのか把握できていない。また、県立図書館において、貸出しを制限している資料(例：郷土資料等)は、相互貸借での貸出しも制限しており、県内で県立図書館だけが所蔵し、県立図書館が貸出しを制限している資料は、県立図書館に来館しないことには手にとることができない。市町図書館の支援という県立図書館の役割から、まずは県立図書館が市町図書館の求めに応じ図書資料の提供(これが難しい場合はそれに替わる支援)をしていく必要があるため、次は、県立図書館資料の充実と来館できない方への提供をどのようにするか検討し、可能な限り、住民誰もが県立図書館の資料を地域の図書館等で閲覧できるようにしていく必要がある。なお、各館によって相互貸借のあり方に対する考え方に少し隔たりがあり、いかに共通理解を得て、これまで以上に相互貸借を推進することができるかということも大きな課題となっている。県立図書館では、歴史資料を中心に一部の資料のデジタル化と公開を進めているところであり、資料の保存と提供のあり方については、引き続き検討が必要である。

(佐賀県立図書館 企画課 横尾三津子)

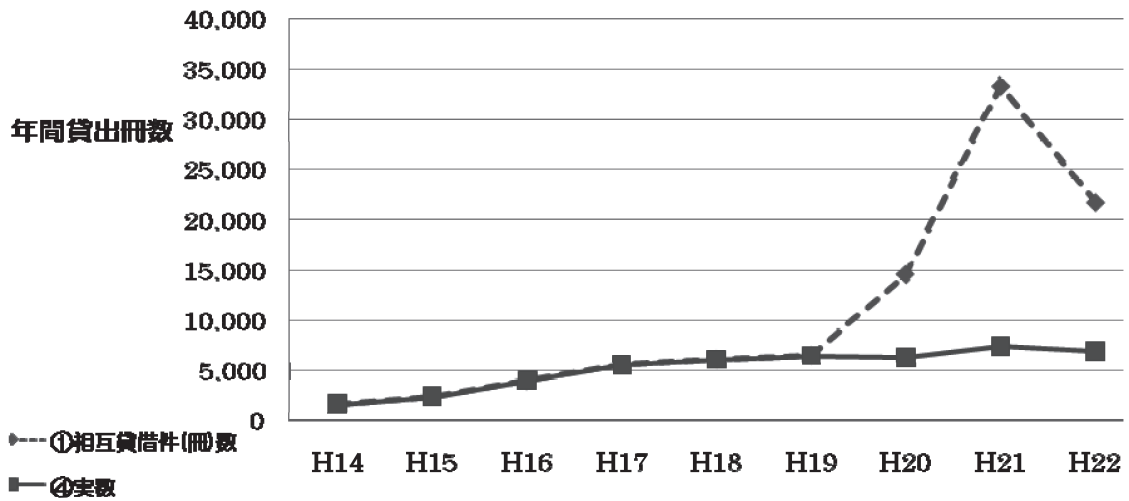
参考資料1 『小・中学校読書支援図書セット貸出要領』抜粋

第3条 県立図書館は、県内公共図書館及び公民館図書室（以下「公共図書館等」という。）と小・中学校の連携を推進するため、公共図書館等の支援を行う。

2 公共図書館等は、当該管内小・中学校の授業等における図書資料利用において、自館の資料だけでは不足する場合に、本事業を活用し、管内小・中学校に対し利用を勧める。

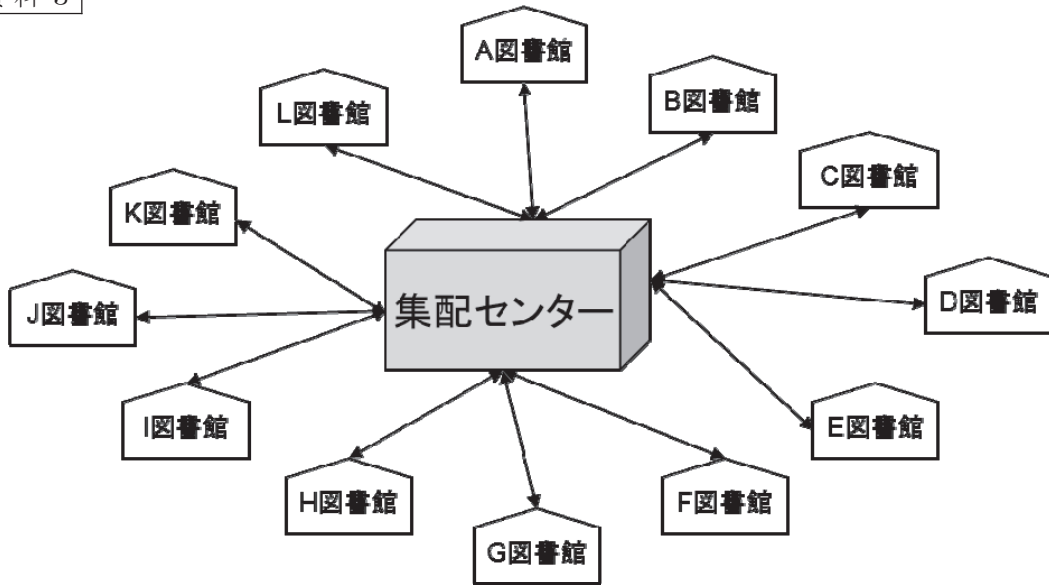
参考資料2

H14年度～H22年度
県立図書館から県内図書館等への貸出冊数推移



	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
①相互貸借件(冊)数	1,662	2,417	3,981	5,585	6,130	6,513	14,584	33,392	21,787
(②うち学校支援)							8,288	19,214	13,875
(③うち一括貸出)								6,712	1,000
④実数	1,662	2,417	3,981	5,585	6,130	6,513	6,296	7,466	6,912

参考資料 3



◆ 集荷日（図書館から発送する日）水・木・金

※ 県立図書館は、水・木・月

◆ 配送日（集配センターを発送し図書館に届く日）火・木・金

参考資料 4 『佐賀県公共図書館の設置及び運営に係る今後の方策』抜粋

3 図書館運営（ネットワークの強化）に係る方策

(1) 貸出サービスの向上

- ① 蔵書検索システムの整備
- ② 横断検索システムの整備
- ③ web 上での相互貸借システムの整備

(2) 図書館の定期的物流システムの構築

① 相互貸借

【現状】現在 53 の公共施設（うち図書館、公民館等は 48 施設）と事業協力を行っています。

また、県と市町の機関とは、週に 2 回（火・金）県の通送便で届けています。

各市町間の相互貸借資料についても依頼があったものは、県の通送便を利用しています。

【課題】直接通送便で送ることができる図書館は 12 館であり、他の館は市町庁舎経由で送られています。

県立図書館の特別休館（蔵書点検）期間は通送便が利用できないため、その間の図書流通ができていません。また、市町内の定期的な図書流通システムが構築されていない市町もあります。

【方策】今後、公共図書館協議会において、各公共図書館・公民館図書室間の直接配送が可能となるような方策のほか、各市町内も含めた図書流通システムの整備について検討を行います。

当面の間、各市町においては、委託や職員配送等の物流の整備をすることで

各市町内の定期的図書物流システムを構築・維持します。